

月刊

日本行政

no.624
2024
november

11

Top
Message

令和6年度会長会を開催して



和歌山城 竹燈夜（和歌山県）

◆Leadership

- ・「隗より始める」～道筋を整える

◆Special Report

- ・改正消費生活用製品安全法等の概要
- ・大韓民国の省庁視察と大韓行政士会への訪問について

一般倫理研修の受講が全会員に義務化されました！
詳細はお知らせ記事を御確認ください。

◆Topics

- ・立憲民主党行政書士制度推進議員連盟総会に参加
- ・日本維新の会行政書士制度推進議員連盟総会に参加
- ・公明党へ政策等要望書を提出
- ・丸山秀治出入国在留管理庁長官を表敬訪問
- ・北海道札幌市にて会長会を開催



日本行政書士会連合会

常住豊

日本行政書士会連合会会長



令和6年度会長会を開催して

肌に触れる風もだんだんと冷たくなり、晩秋の気配が感じられるようになりました。今年は、年始からいくつもの大きな自然災害に見舞われ、心を痛めることが多くございました。元日の能登半島地震、9月20日からの記録的な豪雨によって、秋田県や山形県、新潟県、そして地震による被害の爪痕もまだ癒えない能登地方等に大きな被害をもたらしました。この豪雨災害の発災時には被害の全容がよく分かりませんでしたでしたが、徐々にその深刻さを報道で知り、能登地域における復興への道のりにより一層険しさが増したことを実感しています。この度の災害において不幸にしてお亡くなりになった方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様、その御家族や関係の皆様に関心からお見舞い申し上げます。

いつ、どこで、どんな災害が発生するのか予測が難しく、明日は我が身であるのが自然災害です。自然災害による被害が発生した際には、行政書士はこれまでも常に被災者に寄り添い、行政書士ならではの独自の被災者支援活動を展開してまいりました。その取組を強化する新たな展開として、日行連は、9月25日に内閣府と「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結しました。詳細については本誌次号において御報告いたしますが、この協定の締結により、行政書士がこれまで以上に国民の皆様のお役に立つことが期待されます。全国の行政書士会（単位会）及び会員の皆様におかれましては、現在募集をしています「災害復興支援ボランティア」（詳細は本誌20ページ参照。なお、先述の内閣府との協定の実施に伴って「災

害復興支援員」(仮称)に改組することを検討中です。)への参加も含めて、引き続き行政書士の行う被災者支援活動に御理解と御協力をいただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

そして、今回のような災害への対応を進める一方で、日行連は、行政書士制度の維持・発展と国民の権利利益の実現に資することを目指し、計画した事業活動もしっかりと進めていかなければなりません。その一つとして、9月20日には、札幌市において令和6年度の会長会を開催いたしました。会長会は、日行連を構成する単位会の会長が一堂に会して、それぞれの取組や課題等を共有し、単位会の円滑な運営と進展を図ることを目的に、年1回開催全国各地で開催することとしています。

北海道での会長会の開催は、平成26年度の函館市での開催から実に10年ぶりとなりました。地球温暖化等の影響を受けた今夏の記録的な高温は9月下旬においても全国的に続いていましたが、当日の札幌市は涼やかな初秋を感じる過ごしやすい快適な気温となりました。御出席の皆様におかれては、快適な環境の中で、議論に集中していただけたことと思います。

本年度の会長会のテーマは、我々が取り組まなければならない喫緊の課題である①デジタル化への対応について、②各単位会における災害対策の取組についての二つを掲げ、事前アンケートに基づく単位会からの事例発表を基に活発な意見交換が展開されました。

デジタル化への対応については、今回は許認可申請のデジタル化及び単位会内のデジタル化の進捗を確認するため、「各自治体独自の許認可申請システム等における行政書士代理人欄設置の有無と経緯」、「単位会内のデジタル化推進に当たっての課題」、「日行連に求める取組」等に関して、いくつかの単位会からアンケートの回答をいただきました。また、既に行政書士の代理人欄が導入されている東京会及び静岡会から、導入に至るまでの経緯や今後の課題等の詳細が事例として発表され、他の単位会にとって

非常に参考となる情報を共有することができました。

各単位会からは、日行連に対して、「単位会における先進的なデジタル化への取組事例の共有」や「官公庁のシステムにおける行政書士代理人欄の設置の働きかけ」、「単位会のデジタル化推進に向けた日行連研修の実施」など、様々な御意見・御要望をいただきました。今後、それぞれの御要望に応えられるように積極的に検討・対応を進めてまいります。

各単位会における災害対策の取組については、「被災地支援体制の整備状況」、「被災地への会員派遣の際の金銭面の措置に係る規則の有無」等に関して、各単位会からアンケートの回答をいただきました。事例発表では、既に支援体制が整備されている埼玉会及び石川会から、被災者支援のスキーム等の単位会における災害対策の取組状況が発表されました。特に、能登半島地震は現在も復興に向けて対応しているところであり、当事者である石川会からの報告を受け、行政書士が被災者のニーズに応じて行っている被災者支援の最前線の現状が、切実なものとして全国に共有できたと認識しています。

会長会に御出席になった皆様が、今回交わされた様々な意見や情報をそれぞれの単位会にお持ち帰りになり、地元における課題の解決、そして行政書士制度の普及・発展に大いに役立ていただけるものと期待しています。それが会員の皆様の業務にも、より良い影響を与えてくれることと思います。日行連といたしましても、今回いただいた様々な御意見・御要望を参考に、積極的な事業展開をしてまいります。引き続きの御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、北海道会の皆様には、多大なる御尽力をいただき、会長会が開催できましたことに対して、心から御礼申し上げます。

11

日本行政

MONTHLY No.624 NOVEMBER. 2024

Contents

Top Message

令和6年度会長会を開催して..... 1

Leadership

「隼より始める」～道筋を整える..... 4

Special Report

改正消費生活用製品安全法等の概要..... 5

大韓民国の省庁視察と大韓行政士会への訪問について..... 10

Topics

立憲民主党行政書士制度推進議員連盟総会に参加..... 15

日本維新の会行政書士制度推進議員連盟総会に参加..... 15

公明党へ政策等要望書を提出..... 16

丸山秀治出入国在留管理庁長官を表敬訪問..... 16

北海道札幌市にて会長会を開催..... 17

Information

「災害復興支援ボランティア」の募集について..... 20

〈日行連・愛知会共催シンポジウム〉「行政書士業務(建設業分野)におけるDX化対応を考えよう in 愛知
～デジタル社会における顧客との関わり方～」の開催について..... 21

単位会別会員数一覧..... 22

「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に係るお知らせ..... 23

一般倫理研修の受講について..... 25

行政書士申請取次関係研修会(VOD方式)の御案内..... 27

令和6年度特定行政書士法定研修の結果通知について..... 28

■ Pick UP!単位会..... 29

■ ADR推進本部から..... 31

■ 秋桜日記 ～特定行政書士への誘い～..... 33

■ 中央研修所通信11月号..... 35

■ 公証人に聞く!教えてミネルヴァくん..... 37

■ 日行連の主な動き(9月)..... 39

■ コスモスInformation..... 43

■ 全行団ニュース..... 47

■ 会員の動き／広報部員のひとり言／..... 53

御協力をお願い～日本行政を正確・迅速にお届けするために～

令和6年能登半島地震に係る
被災者支援のための無料電話相談

■電話番号：0120-346-092

■開設期間：令和6年8月1日(木)～
同年12月27日(金)(平日のみ)

■受付時間：午前10時から午後4時まで

■業務実績のある行政書士につながります

行政書士制度の
発展のために

副会長 竹田 勲

「隗より始める」～道筋を整える

会員の皆様には、日々会務に御協力御支援をいただき、誠にありがとうございます。

本年7月の理事会にて「法改正の推進」について常任会長から報告がありましており、政府による「誰一人取り残されないデジタル社会の実現」のため、「国民の権利利益の実現」のため「デジタル社会において機能を発揮する行政書士法改正」を推進しています（本誌9月号（No.622）12ページ参照）。

常任会長を先頭に私たち日行連執行部は、法改正はもちろんのこと、法改正後において会員の皆様が活躍できる環境の整備とその道筋を立てるため、それぞれの担当部門の会務を執行する折々に、常に「デジタル社会において機能を発揮する行政書士」について考え続け、議論を重ねてまいりました。

特に、デジタル推進本部がデジタル庁と連携して活発な活動を推進し、本誌9月号巻頭における、常任会長の展望でその成果が示されたとおり、法改正後において、デジタル社会が形成される中でも会員の皆様が活躍できる環境の整備とその道筋ができつつあります。

社会のデジタル化が進行する中、国民の行政手続の円滑化に行政書士が寄与することを考えると、「デジタル社会において機能を発揮する行政書士」の姿もこれまでと違ったものになっていきます。

紙による申請の御相談を受けているのであれば、依頼者から「書きかけの申請書類」や「取りあえず揃えた添付書類」等を見せてもらいながら、様々な相談に応じることができました。

しかし、今後の行政書士の姿は、書面作成や申請の提出代行のみではなく、事業者の「GビズID」取得の支援を始め、オンライン申請・デジタル申請のシステム全体の流れを理解し、見渡した上での各段階での相談対応、また、申請者個別の事情に寄り添った申請コンサルタントとしての総合的な役割がこれまで以上に強く求められています。

一方、国民から見て、使いやすいシステムとなることを目指し、申請書の記載項目の誤入力防止の観点や対面確認、現物確認等のいわゆるアナログ規制を緩和撤廃していく提言など、「行政手続の円滑化」のための制度設計上の協議を行い、所管省庁に意見を挙げていくことも必要となっています。

今後、社会のあらゆる分野がデジタル化に向かう中で、長年行政手続に関する実務の実績と知見を積み重ねてきた我々行政書士こそが、国民の個々の事情に寄り添い、これまでとは違うデジタル化された行政手続の対応に苦慮する方々へ「デジタルと国民の懸け橋」を担う役割を果たせる存在であるといえます。

「大きなことを為すには、まず身近なことから始める」又は「物事は言い出した者から始める」という意味の故事成語「隗より始めよ」という言葉があります。

「隗より始める」べく、私の所属する愛知県行政書士会の取組として、本年の7月に愛知県と愛知県行政書士会との間で「行政手続のデジタル化に関する連携協定」を締結しました。これにより、政府が進める行政手続のデジタル化が日進月歩で絶えず進歩している中で、その進歩に置いていかれることなく、愛知県における行政手続のデジタル化の枠組み形成に積極的に関われることになりました。

個別の行政機関と協定等を締結し連携することは、行政書士がデジタル化される行政手続に貢献していく環境を整えるため、重要な根拠となり道筋となります。この動きを全国に波及させるべく、尽力していきたいと思っております。

同時に、法改正を推し進めるとともに、法改正後においても会員の皆様が一層の活躍ができるように先を見据えてその道筋を整えるよう、引き続き日々の日行連の会務に取り組む所存です。

行政書士制度の発展のためには、社会情勢の変化に対応した制度の改正が必須です。法改正の実現に向けて、全国の行政書士一同、そして47単位会の一致団結した取組こそが、新たな社会で活躍する行政書士の姿を実現するための原動力となります。

会員の皆様の御理解、御協力のほど今後ともよろしくお願い申し上げます。

改正消費生活用製品安全法等の概要

経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 製品安全課

I. 消費生活用製品安全法等一部を改正する法律

令和6年6月19日に「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」が成立し、同月26日に公布された(令和6年法律第67号)。本法律は、インターネット取引の拡大に伴い、オンラインモール等の取引デジタルプラットフォーム(以下「取引DPF」)によって海外から直接販売される製品の安全確保や子供用の製品による事故の未然防止を通じ、消費者が製品を安全に使用できる環境を整備するものである。

II. 製品安全行政の概要

消費者を製品事故の危険性から守るための製品安全行政は、製品安全4法(消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)による規制や、消費者への製品事故やリコール製品等に関する情報提供や製品の使用に当たっての注意喚起、サプライチェーンを構成する事業者全体(製造事業者・輸入事業者、流通事業者、販売事業者、オンラインモール事業者等)で製品安全レベルを高めるための自主的な取組と、それらを評価・表彰する「製品安全対策優良企業表彰(PSアワード)」等を通じた支援など、幅広い取組を通じて行われている。

その中でも、製品安全行政の根幹である製品安全4法では、消費生活用製品の市場投入前に、技術基準への適合等を求める「事前規制」と、市場投入後に、事故への対応やリコール等を求めるといった「事後規制」の二つの側面から措置を行っている。

市場投入前の事前規制については、製品安全4法

はいずれも共通の構造となっている。すなわち、①危害のおそれがある製品等(PSマーク対象製品)について、製造事業者・輸入事業者に対して、国が定める技術基準への適合を義務付け、②製造事業者・輸入事業者は、技術基準への適合を確認した場合にPSマークを付すことができ、③製造事業者・輸入事業者を含む販売事業者等は、PSマークの付されていない対象製品を販売・陳列できないこととしている。④その上で、技術基準への不適合等により消費者への危害が発生・拡大することを防止する必要がある場合等には、製造事業者や輸入事業者に対し、表示の禁止や危害防止命令を発動することが可能という内容となっている。

一方、市場投入後の事後規制は、消費生活用製品安全法で規定されており、PSマーク対象製品のみを対象とした事前規制とは異なり、全ての消費生活用製品を対象としていることが大きな特徴といえる。具体的には、①製造事業者・輸入事業者は、死亡や火災等の要件に該当する重大製品事故の発生を知った場合は、内閣総理大臣に報告することが義務付けられ、②販売事業者等が、重大製品事故の発生を知った場合には、製造事業者・輸入事業者に通知する努力義務が課されている。③内閣総理大臣は重大製品事故情報を迅速に公表し、主務大臣は独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)とともに原因調査を行い、事故の再発防止を図り、④重大製品事故が生じた消費生活用製品により消費者への危害が発生・拡大することを防止する必要がある場合等には、製造事業者・輸入事業者に対し、危害防止命令を発動することが可能となっている。

Ⅲ. 改正の概要

近年、インターネット取引の拡大に伴い、国内外の事業者がオンラインモール等を通じて消費者に製品を販売する機会が増大しており、これに伴い、製品安全上の課題が生じていた。

具体的には、製品安全4法において、これまで、国内の製造事業者・輸入事業者が製品の安全性の確保に責任を有する主体として位置付けられてきたが、海外の事業者が消費者に直接製品を販売する場合には、国内における製品の安全性の確保についての責任主体が存在しないという課題があった。

また、玩具等の子供用の製品については、子供による安全な使用が適切に確保できていないという課題があった。

こうした課題に対応し、消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図るべく、製品安全4法の改正がなされたところである。

1. インターネット取引の拡大への対応

パソコンやスマートフォンの普及により、多くの消費者にとってインターネットを利用した通信販売が非常に身近なものとなった。新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、令和4年のBtoCでのEC市場の規模は14兆円に迫った。物販の分野でのEC化率も平成25年の3.85%から令和4年は9.13%と非常に大きな伸びを見せている。今後、オンラインモールを中心としたEC市場は一層拡大していくことが予想される中、これまで以上に消費者の安全を確保し、安全な製品が流通する市場として成長していくことが求められる。

また、海外の事業者と消費者との取引の間に輸入事業者や販売事業者を介する従来の方法に加え、オンラインモールのような取引DPFを介して海外の事業者が消費者に直接商品を販売するという新しいビジネスモデルも誕生し、低コスト化や手軽さなどから今後ますますの利用拡大が見込まれる。しかし

ながら、こうした流通形態においては、製品安全4法上の義務を果たすべき製造事業者・輸入事業者が国内に存在しないため、国内の事業者であれば履行されるべき義務が履行されないといった課題が生じている。

こうした課題を踏まえ、今般の法改正において以下の措置を講じたところである。

①海外の事業者が取引DPFなどを通じてPSマーク対象製品を消費者に直接販売をする場合、当該事業者を「特定輸入事業者」として位置付け、製品の安全性に法的な責任を有する者として明確化し、国への届出や技術基準への適合を求めることとした。これに伴い、執行及び迅速な対応を確保するなどの観点から、海外の事業者に対し、国内において必要な措置を採る者として「国内管理人」の選任を求め、その氏名・住所等を届出させることとした。

これにより、海外の事業者が届出を行わない、又は届出に際して国内管理人を選任していないような場合、特定製品にPSマークを付すことができないこととなる。

なお、国内管理人に対しては、法令上、製品の安全性を確認した検査記録等の写しの保存義務が課されるとともに、報告徴収や立入検査の対象としており、国内管理人を通じて海外の事業者に命令を発出することや、海外の事業者の取組状況について国内管理人を通じて把握すること等を可能とすることを想定している。

②消費者に危険が及ぶおそれがあると認められ、かつ、消費生活用製品等の製造事業者又は輸入事業者等によって必要な措置が講じられることが期待できないときは、国から取引DPFを運営する事業者（以下「取引DPF提供者」）に対し、製品の出品削除の要請をすることを可能とするとともに、その旨を公表できることとした。

なお、要請に応じて出品を削除した場合には、取引DPF提供者は、製造事業者・輸入事業者等に

生じた損害の責任を負わないこととする規定も今般の改正で設けている。

③インターネット取引の拡大や取引の迅速性が重視される中、製造事業者又は輸入事業者が必要な届出を行っているかどうかを迅速かつ簡便に確認するニーズは高まっている。このため、届出情報の公表制度が新たに措置された。これにより、例えば、取引 DPF 提供者が、海外の事業者が適法な届出を行った者か否かを確認し、(届出が確認できない場合には)自らその出品を拒否又は削除するといったことも期待される。

④今般の制度改正により、海外の事業者が特定輸入事業者として規制対象となるが、当該事業者が法令等違反行為を行った場合、地理的に遠隔な場所にいること等から、直接かつ迅速な対応が困難となることも想定される。この場合、危険な製品が流通し続けることとなり、消費者への危害が拡大してしまう可能性がある。このため、法令等違反行為を行った事業者に対しては、義務の履行を求めると同時に、新たにその氏名等を公表する措置を設けることとした。これにより、消費者や取引 DPF 提供者に対して、違反品に関する情報提供や製品の使用に当たっての注意喚起を迅速に行うことができ、消費者の安全の確保を図ることに資すると考えられる。

2. 玩具等の子供用の製品の安全確保への対応

上記 1 に記載のとおり、近年、海外の事業者が消費者に直接製品を販売する機会が増大している。玩具を始めとする子供用の製品については、多くの諸外国で事前規制が導入されているが、日本では一部の指定製品を除いて、事前規制がないことから、諸外国で販売が禁止された製品であっても、国内での流通を阻止する手立てがなかった。現に、欧州における違反品が日本で購入可能といった実態も明らかになっているところである。こうした課題を踏まえ、今般の法改正において以下の措置を講じたところである。

①子供用の製品は、保護者等の監督の下、自身では使用上の注意を理解できない使用者(子供)が正しい方法で用いることで、その安全性が確保される側面がある。

このため、新たに「子供用特定製品」(主として子供の生活の用に供されるものとして対象年齢や使用上の注意を表示することが必要な製品)という類型を設け、その製造事業者及び輸入事業者に対し、国が定める技術基準への適合や、対象年齢・使用上の注意等の警告表示等を求めることとした。つまり、規制対象となる子供用特定製品については、これら二つのマークが付されていない場合は対象製品を販売してはいけないとする措置が講じられた。

なお、規制対象となる具体的な「子供用特定製品」については、今後政令において定めていくこととなるが、産業構造審議会製品安全小委員会中間取りまとめ(令和 6 年 2 月)においては、以下のとおり考えが示されているところである。

- ・玩具については、事故の様態等も含む避けるべきリスク等を踏まえ、低年齢層が対象の玩具をまずは対象にすることから検討をしてはどうか。
- ・玩具以外については、ベビーカーや抱っこひもといった海外で規制対象となっている、ないしは、製品事故の発生状況等を踏まえて、安全性の確保が特に必要と認識されている製品を対象としてはどうか。

②中古品として販売される「子供用特定製品」については、中古品市場での流通時にパッケージがなく、(上記①で求める)必要な表示を確認できない、といったことも想定される。

このため、今般の法改正において「中古品特例」を設け、中古品の子供用特定製品を販売する事業者に対して一定の条件を求めた上で、表示が確認されない中古品についても、販売を可能とする特例を講ずることとした。

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の概要

※消費生活用製品安全法（消安法）、ガス事業法（ガス事法）、電気用品安全法（電安法）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）

・令和6年6月26日公布
・公布から1年半以内に施行

背景・概要

- 近年、インターネット取引の拡大に伴い、国内外の事業者がオンラインモール等を通じて国内消費者に製品を販売する機会が増大しているところ、（１）海外事業者がオンラインモールを始めとする取引デジタルプラットフォーム（取引DPF）を利用するなどして国内消費者に直接販売する製品について、製品の安全性に（法的）責任を有するべき国内の製造・輸入事業者が存在しないといった課題や、（２）玩具等の子供用の製品について、海外からの製品も含め、安全性が確認できない製品に対する販売規制がない（事故が起きてから対応）といった課題が存在。
- 海外から直接販売される製品の安全確保や子供用の製品による事故の未然防止を通じ、国内消費者が製品を安全に使用できる環境を整備するため、（１）インターネット取引の拡大への対応、（２）玩具等の子供用の製品の安全確保への対応のための措置を講じる。

（１）インターネット取引の拡大への対応【消安法、電安法、ガス事法、液石法】

① 海外事業者の規制対象化（国内管理人の選任）

- 海外事業者が取引DPFを利用するなどして国内の輸入事業者を介さず国内消費者に直接製品を販売する場合、当該海外事業者を消安法等において届出を行える対象として明確化するとともに、規制の執行を担保すべく、当該海外事業者に対し、国内における責任者（国内管理人）の選任を求める。



② 取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設

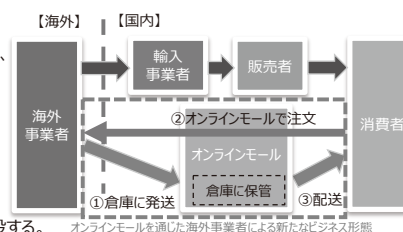
- 取引DPFにおいて提供される消費生活用製品について、国内消費者に危険が及ぶおそれがあると認められ、かつ、その製品の出品者によってリコール等の必要な措置が講じられることが期待できないときは、取引DPF提供者に対し、当該製品の出品削除を要請できるなどの措置を講ずる。

③ 届出事項の公表制度の創設

- 届出事業者の氏名や特定製品の型式の区分、国内管理人の氏名等を公表する制度を創設する。

④ 法令等違反行為者の公表制度の創設

- 法律や法律に基づく命令等に違反する行為を行った者の氏名等について、公表することができる制度を創設する。



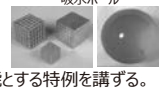
（２）玩具等の子供用の製品の安全確保への対応【消安法】

① 子供用の製品に係る規制の創設

- 子供用特定製品（主として子供の生活の用に供されるものとして対象年齢や使用上の注意を表示することが必要な製品）について、その製造・輸入事業者に対し、国が定める技術基準への適合、対象年齢・使用上の注意等の警告表示等を求める。
- 上記の義務を履行している旨を示す表示のない製品は販売できないこととする。

海外で法令違反となったぬいぐるみ等（小部品が取れやすく、誤飲・窒息に至るおそれ）

マグネットセット、吸水ボール



② 子供用特定製品の中古品特例

- 子供用特定製品の中古品について、国内消費者に対する注意喚起や安全確保のための体制整備等を条件に、販売を可能とする特例を講ずる。

※ 液石法については、平成11年改正により改正された同法第100条第6号の規定について、規定の修正を行う。

※ 上記のほか、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）に対する重大製品事故の調査に必要な情報の提供に係る措置（消安法）、届出事項の合理化に係る措置（消安法、ガス事法、電安法、液石法）及び罰則の構成要件に該当する行為を行った時期を明確にする趣旨の消安法の規定の改正その他の所要の規定の整備を行う。

3. その他の措置

近年、ブランド企業と製造企業の分業、いわゆる委託製造が進み、また、製品サイクルの短期化に伴うモデルチェンジや委託先企業・工場の変更が頻繁に行われるケースが見られている。このような現状においては、国が画一的に工場の所在地等の情報を届け出ることを求め、各事業者の工場を把握するよりも、製品の仕様・設計等の情報を把握するブランド企業側に対して各種の確認を速やかに行うことができる状態であることを把握しておく方が、万が一製品に問題があった際、原因究明・再発防止のために、迅速に対応できる場合が多いと考えられる。

このように、より規制の実効性を高める観点から、製品の設計等を行う企業については、工場等の届出を不要とする措置を講じたところである。

Ⅳ. 法改正後の取組

上記Ⅰ.のとおり、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律については、令和6年6月26日に公布されたところであり、公布から1年6月以内に施行することとされている。

今後、今般の法改正により措置された「子供用特定製品」について、具体的な規制対象製品を指定していくことや、規制対象製品についての技術基準等の整備、また、国内管理人に求める要件の精査等の基準類の整備を進めていく（次ページ図参照）。

また、今般の法改正の趣旨について、オンラインモール事業者や関係業界の関係者にも御協力をいただきながら、国内外の事業者や消費者に広く周知していくことが、規制の実効性を確保する観点からも重要である。

国内管理人に求められる基準

2024/8/27
産構審製安小委・消経審製安部会
合同会議 資料1（抜粋）

- 国内管理人は**法人・個人を問わず、また、業種・業態も問わないもの**。
（例）オンラインモール事業者、物流事業者、海外事業者の国内代表者、その他行政・規制関連実務に精通している者 等
- 一方、国内管理人は、検査記録の保存義務等が課されるとともに、日本国内において**特定製品の安全性の確保に責任を有するもの**。特定製品に何らかの問題が発生した場合に、規制の実効性の観点から**国内管理人としての適切な業務遂行ができる者のみが選任されるような基準**を要件として定めることが必要。
- 具体的には、特定輸入事業者を求める国内管理人の要件は、省令で定められるところ、**日本国内に住所を有すること、日本語での意思疎通が容易にできること等**が必要。
- また、これらの要件を満たすことを示す書類として、**特定輸入事業者と国内管理人の間の契約書の写し、国内管理人が国内に住所を有することを示す書類等の提出を求めることが必要**。

<国内管理人の要件（案）>

- ・日本国内に住所を有すること
- ・日本語での意思疎通が容易にできること
- ・関係法令の規定を遵守するものであること
- ・消安法の規定により主務大臣が行う処分のお知らせ等を受領する権限を付与されていることのほか、必要な事項を定めた契約関係にあること など

<改正消費生活用製品安全法 第11条第4項>

特定輸入事業者である届出事業者は、その国内管理人が主務省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

こうした取組を進めることで、今般の制度改正の趣旨を踏まえた、消費者が製品を安全に使用できる環境の整備に努めてまいりたい。

V. おわりに

行政書士の皆様の中には、既に製品安全4法において、製造・輸入事業者の義務となっている事業開始等の届出等に対して業務支援をされている方も多くいらっしゃるかと思います。これまで製品安全法令の適切な執行に御協力いただき、改めて御礼申し

上げます。今回、海外の事業者が取引 DPF などを通じて PS マーク対象製品を消費者に直接販売をする場合、当該事業者を「特定輸入事業者」として位置付け、規制対象として明確化しました（届出や、対象製品の技術基準への適合義務等）。特に、特定輸入事業者に対しては届出において、国内管理人の選任が求められたため、その担い手として行政実務に精通された行政書士の皆さまへの期待・ニーズが顕在化してくるのではないかと考えています。そうした新たな対応も含めて、今回の改正法の施行（令和7年12月頃目途）に向けて、引き続き皆様の御理解・御協力をいただきたく、よろしくお願いいたします。

大韓民国の省庁視察と大韓行政士会への訪問について

行政書士制度調査室

副室長 徳永 浩

1. 訪韓の目的

行政書士制度と類似の法制度を持つ国に大韓民国（韓国）があり、デジタル先進国としても有名なことから、日本行政書士会連合会（日行連）として現地を訪ね調査研究をなすことは有益であると考え、今回の訪韓となった。

2. 訪韓メンバー

日本の行政書士制度と類似する韓国の行政士制度を調査するため、日行連の行政書士制度調査室から黒田室員、飯田専門員、副室長の筆者の3名。行政手続のデジタル化の現状を調査するため、デジタル推進本部から関谷本部長。外部有識者として行政書士制度に関する研究会から清水明治大学准教授。加えて事務局スタッフ1名という計6名による訪問団となった。

3. 日程について

旅程は2024年3月20日から22日という2泊3日の期間であったが、初日は夜遅くに韓国入りしたため、実質2日間の活動であった。

4. 国民権益委員会訪問

21日の朝にソウルを出発し、正午過ぎに世宗特別自治市に到着。午後1時過ぎに大韓行政士会事務局長と職員2名の方にアテンドをいただき、日本のデジタル庁に相当する国民権益委員会を訪庁した。こ

こでは、行政審判局行政審判総括課事務官から韓国の行政審判制度及び行政審判システムについて御説明いただいた。

国民権益委員会：政治家の汚職事件の防止や苦情処理等を目的として設立され、現在では行政審判制度（行政処分に係る異議申立て等）を所管する組織。紙ベースでの行政手続となると人が介在する工程が多く汚職が生じやすいため、オンライン申請、デジタル申請により極力人の関与を排除することで汚職の防止機能を高めているとのことであった。

概要は以下のとおり。

○行政審判制度について

- ・韓国の行政審判制度は日本の影響を受けている。歴史的経緯を経て、現在は独自に発達している。
- ・行政機関の処分権限は強力だが、誤りもあり得るため、本制度が整備された。裁判所の負担軽減を図る意味においても、行政機関の中で解決できる仕組みを構築した。
- ・1951年8月3日に行政審判法（前身）が制定された（同年に行政訴訟法も制定）が、不備が多く1984年に改めて同法が成立。
- ・一般行政審判と特別行政審判の2種類の手続がある。124の行政機関がほぼ同じ手続を行っている。
- ・手続について、請求受理後、10日以内に答弁書を提出、外部専門家で構成された委員会が審理・裁決を行う（90日以内に処理が完了）。不満が解消されなければ訴訟へ移行する。行政士や弁護士などの専門家の関与が重要である。
- ・行政審判の結果に関し、行政機関側が裁判所に提訴することはできない。国民側は3回まで申立てが可能である。
- ・年平均224,000件前後の受付があり、このうち処

理に至るのは21,000件ほどで、認容率は10%程度である。韓国の特徴として、進歩的な政権のときの方が認容率は上がる傾向がある。

- ・昨年からオンライン上で申請書が作成できる仕組みが開始された。

○行政審判システムについて

- ・10年前にインターネットを利用した行政審判システムが稼働開始した（関連データを分析し、審査請求書の自動補正も行う。）。
- ・システム稼働前は、審査請求を行っても行政機関から返答されないことが多かったが、システム導入により自動的に返答されるようになり、委員会にも共有される。
- ・請求者用、処分庁用、委員会用の三つのサイトを開設して運用している。
- ・委員会用システムは60人の調査官と4人の審判官が利用している。調査官は検察官のような役割で、事件の調査・検討を行った結果を審判官に託す。事件ごとに選任される5人の外部専門家を加えて、最終的に9人の委員会で裁決を行う。
- ・一般国民用のサイトでは、オンライン申請書がフォーム入力により簡単に作成できる（処分庁のサイトでは、同様に答弁書の作成がオンライン上で作成できる。国民からの請求、処分庁による答弁書の作成、委員会へ送付、委員会が受付、評価、裁決、送達まで一連のプロセスがオンライン上で進行する。）。
- ・システム上で形式的に書類が整わなければ委員会は開催されない。委員会では内容の確認、適宜調整を行い、全員賛成しなければ結論は出せない。およそ80日程度で処理が完結する（訴訟の2分の1の期間）。法的効力の発生時期は、オンラインであればメールが届いた時点、紙申請であれば書類が届いた時点となる。
- ・この仕組みは迅速性と客観性を実現するが、過ちが発生する場合がある。外部専門家でも、短期間で正確に資料を確認し検討することは難しいし、4人の審判官の合意も簡単ではない。法律専門家の関与が必要である。



5. 行政安全部訪問

同日午後3時30分に行政安全部を訪問。

行政安全部：韓国の中央行政機関で、日本でいう総務省に相当する組織。これまで行ってきた業務には、住民票の記録を英語で出力できるようにしたことがあるとのこと。これにより、国民が国外の機関等に証明書を提出する際に、各自でハングルから英語に訳すという手間が大幅に削減された。

企画調査室データ情報担当室の電算事務官に御対応いただき、行政のデジタルシステムについて意見交換を行った。

概要は以下のとおり（行：行政安全部、日：日行連）。
日：そのデジタル化への移行取組の中で、苦勞した点はあるか。

行：英文化に当たって最も苦勞したことは、文言の定義付けである。法律的な意味合いや文化的な背景から判断して一つずつ対応した。

行：韓国では都道府県や市区町村が全て同一のシステムを利用しており、中央機関で全て管理が可能である。

日：一元的に管理することについて、都道府県や市区町村から反対はなかったのか。

行：以前は韓国でも各自治体でシステムを構築していたが、お金がある自治体とそうでない自治体でサービスの違いがあった。それを標準化するため、国がシステムを構築した。その代表的なものとしては、地方税に関するシステムである。

一部自治体からは異論もあったが、従わざるを得ない結果になった。

日：それは法律を作ったということか。

行：そのとおり。全ての国民は平等にデジタル化の恩恵を受けるべきであるという趣旨に基づいている。

日：行政基本法第20条の全自動処分について、教えていただけないか。

行：AIを利用する規定はあるが、実際は処分するまでには至らない。自動化して出した結論についても、人間が説明する義務がある。

日：AIが判断していいことと、そうでないことの線引きがなされているのか。

行：明確に○×が出るような事案には対応できるが、そうでない案件は人間に対して参考資料を提示し、最終的な判断は人間が行っている。

日：例えば、住民票の交付請求に対して、AIが判断して交付するのか。

行：それは人間の同意が必要である。

日：本人確認とは違う考え方か。

行：本人による同意がない場合、別の手続が必要になる。いつどのように同意を確認したか、その証拠を補わなければならない。

日：行政士が依頼者のためにオンライン申請を代理する場合、本人の同意はそのシステムの中で確認するのか。

行：二つの方法がある。紙で委任を受けた場合は、行政士が自分のIDでシステムに入って申請する。もう一つは、最近便利になった方法として、行政士が自分のIDでアクセスして申請に必要な内容を整え、最後に依頼者がシステムにアクセスして承認をする方法がある。日本ではどのように行っているのか。

日：例えば、建設業許可に関する申請システムにおいては、最初に事業者が行政書士に代理申請を依頼することについて、システム上で承認する必要がある。韓国と発想が逆になっている。

行：その仕組みは遅れている。日本では代理権がないのか。

日：代理権に対するコンセプトが薄弱なのかもしれない。

行：韓国では紙媒体による手続をなくす方向で進んでいる。その理由は偽造防止であり、後から責任問題になるためである。

日：行政士が行政士であることをシステム上でどのように認証するのか。

行：韓国では事業者登録番号というのがあり、行政士の登録をする際に行政士の事業者番号を登録する。それが個人の公認認証書（日本でいうマイナンバーのようなもの）と紐付いていて、システムにアクセスした際に行政士であることが認証される。

行：以前、韓国でも戸籍制度があったときは、紙媒体で同一性の証明をしていたが、今は全てデジタル化している（指紋も登録されている）ので、同一性の証明という概念がなくなった。

日：戸籍を全てデジタル化したときに、どこまで遡れるようにしたのか。

行：韓国では1909年頃に戸籍制度が始まったが、その当時の書類は文字が不明瞭で判読できなかったため、画像で保存している。その後、OCR技術が発達して、テキスト化することができるようになった。それでも100%文字化するのは難しい。行政士が古い戸籍の判読（翻訳）を依頼されることもある。過去の戸籍は全てソウル市内の役所の地下に保管されている。

日：今後、AIで処理することも可能ではないか。

行：今でも漢字については中国のAIが発達しているので、それを利用している。

日：今、行政安全部はどのようなことに取り組んでいるのか。

行：全ての国民が同じサービスを受けられるように努力している。例えば、夫婦の一方が亡くなったときに、今までは紙で申請していたが、今後は申請しなくても、政府がその状況を確認してサービスが受けられるようにしたいと考えている。

日：政府はサービスの案内をするのか、自動的に必要なお金まで給付するのか。

行：連絡もするが、現地の地方自治体の担当職員が出向いて直接説明する。

日：認知症や障害のある方などデジタルデバイドの支援について、韓国ではどのように取り組んでいるのか。

行：認知症や障害のある方などについては地方自治体が全て把握していて、社会福祉士が対応している。韓国の行政士は、「町の行政士」という仕組みがあり、自分の町の弱い立場の人を支援す

る奉仕活動をしている。

日：業務としては社会福祉士しかできないのか。

行：全てではないが、大半は社会福祉士が対応している。

日：行政手続などデジタルシステムを利用するとき、本人が承認できないような場合はどうするのか。

行：法律上、社会福祉士が代理できるような仕組みになっているわけではなく、本人が承認できない場合は、成年後見人が対応している。

以上をもって意見交換を終了した。



6. 大韓行政士会訪問

翌 22 日午前 10 時に大韓行政士会を訪問。黄海鳳会長（元国民権益委員会行政審判局長）からの歓迎の挨拶に続き、事務局長から大韓行政士会の取組等に関する説明がなされた後、意見交換を行った。



概要は以下のとおり。

○大韓行政士会の取組について

- ・行政士は、国民の行政に関する便益の向上のために存在している専門資格者である。
- ・2013 年に法律が改正され、第 1 回行政士資格試験が実施された。2021 年 6 月 9 日に行政安全部により大韓行政士会設立が認可された。2023 年 6 月、全国で直接選挙が行われ、第 2 代会長として黄会長が就任された。現在、43 万人の行政士有資格者が存在している。
- ・大韓行政士会の主要業務について、行政に関する専門家を育成することを目的として、会員の実務能力の向上を図るための教育のほか、今後は行政審判の代理権を遂行できる専門認証制度を備えるための特別教育課程を新設する予定である。また、会員の能力維持・向上のため、2 年ごとに教育を受ける機会を義務付けている。
- ・職域の拡大について、行政分野の専門家である行政士が国家及び地方自治体、教育庁業務等に参画して行政士の活躍の幅を広げ、行政関連各種委員会等に参加して行政士の権益確保と役割を果たすように努めている。
- ・全国 17 の地方行政士会と連携して、無資格者による行政士業務をなくすための活動を行っている。
- ・教育支援に関する業務開発として、学校の暴力（いじめ）に関する調査や支援制度に参加して、行政士の調査支援分野の拡大を図っている。全国の行政士が参加できるように働きかけている。
- ・「町の行政士」制度を運営しており、行政機関に提出する書類などのうち複雑な案件に関し、一般国民に代わって書類の作成を代理するなどして支援している。行政士法第 2 条第 1 項第 5 号に基づいた活動で、全国展開を推進している。
- ・行政士の分類は、一般行政士（翻訳及び海事関係業務を除く業務を行う）、海事行政士（翻訳業務を除く業務を行う）、外国語翻訳行政士（翻訳及び書類の提出代行を行う）の三つである。特に海事行政士は、海運又は海洋安全審判に関する業務を行っている。
- ・行政士の統計について、2023 年 12 月 31 日時点で、資格保有者は 436,343 名で、行政士登録しているのは 9,858 名である。
- ・一般行政士の業務について、運転免許取り消し、営業停止などの行政審判請求書類の作成、公務員が不利益を被ったときの審査請求書類の作成、出

入国関係、土地補償関係、不動産開発許認可、学校暴力事件に係る行政審判書類の作成、国家功労者登録、自動車登録、非営利法人の設立、内容証明・契約書等の作成、事実調査業務を行う。

- ・デジタル化に関する取組について、大半の行政士はNaver（日本でいうYahoo!JAPANのようなもの）と連携していて、一般国民はNaverを通じて、目的にあった行政士を探すことができる。また、ZOOMによるオンライン会議の実施、総会のライブ配信や電子投票を実施している。

＜参考＞韓国行政士法（抜粋）

第2条 行政士は他人の委任を受けて次の各号の業務を遂行する。ただし、他の法律に定められた業務を行うことはできない。

1. 行政機関に提出する書類の作成
2. 権利・義務や事実証明に関する書類の作成
3. 行政機関の業務に係る書類の翻訳
4. 第1号から第3号までの規定により作成された書類の提出代行
5. 認可・許可及び免許等を受けるために行政機関にする申請・請求及び届出等の代理
6. 行政関係法令及び行政に対する相談又は諮問に対する回答
7. 法令により委託された事務の事実調査及び確認

7. おわりに

今回の訪韓調査は、多くの関係者のスケジュールの都合上短期間で行われたものであるが、更なる成果を期待し、今後も両国相互に有意義な研究や交流ができるものと思われる。日行連はもとより多くの会員が国際的視野に立ち、広い視野を持つ高度な職業人として研鑽を積めるよう、この報告がその嚆矢となれば幸いである。

※記事中にある意見交換や質疑応答の内容については、現地担当者の発言を通訳を介して表現された言葉に基づき表記したものであり、現地担当者の発言の趣旨を必ずしも正確に反映できていない可能性があることを付け加える。



立憲民主党行政書士制度推進議員連盟総会に参加

日 時：令和6年8月22日（木）14時30分～15時30分

出席者：〈日行連〉常任会長、高尾・金沢・平岡各副会長、田後・関口両専務理事
 〈日政連〉井口会長、宮元・水野・竹田・黒田各副会長、菅幹事長

8月22日、立憲民主党行政書士制度推進議員連盟総会が衆議院第二議員会館内の会議室において開催され、日行連・日政連からは両会長を始めとする関係役員が出席しました。

冒頭、立憲民主党行政書士制度推進議員連盟の逢坂誠二会長から御挨拶をいただき、デジタル化を始めとした社会の変化に対応し得る行政書士制度の確立に向け、今般の法改正要望をしっかりと受け止め、対応を進めていきたい旨の御言葉をいただきました。

出席議員の紹介に続いて、日行連・日政連から、「デジタル社会において機能を発揮する行政書士制度への改正に向けた要望書」を提出し、デジタル社会における行政書士業務の適正化を図るための法改正の必要性等について説明した後、出席議員との意見交換が行われました。

意見交換の中では、特に他士業の業務との関連性や災害時の補助金申請に係る不正事件を例に非行政書士の取締りを強化する必要性等について議論され、国民の権利利益の侵害を防止する観点からも法改正が必要との認識で一致しました。

当日は国会閉会中にもかかわらず多くの議員の皆様にご出席いただき、限られた時間ではありましたが、更なる行政書士制度の発展に向けて理解を深めていただく大変充実した会議となりました。



日本維新の会行政書士制度推進議員連盟総会に参加

日 時：令和6年8月28日（水）12時00分～12時30分

出席者：〈日行連〉常任会長、高尾・金沢両副会長、田後・関口両専務理事、村山・関谷両常任理事
 〈日政連〉井口会長、宮元・水野・竹田・黒田・杉山各副会長、菅幹事長

8月28日、台風10号の影響により、日本維新の会行政書士制度推進議員連盟総会がオンラインにて開催され、日行連・日政連からは両会長を始めとする関係役員が出席しました。

日本維新の会行政書士制度推進議員連盟の井上英孝会長からの御挨拶に続いて、日行連・日政連から、「デジタル社会において機能を発揮する行政書士制度への改正に向けた要望書」を提出し、デジタル社会における行政書士業務の適正化を図るための法改正の必要性等について説明した後、出席議員との意見交換が行われました。

意見交換の中では、特に他党議連や他士業との調整状況、特定行政書士の業務範囲に関する議論がなされ、各要望事項の内容について御理解いただきました。日行連・日政連関係者の退出後、本件に係る審議が行われ、今後、党の政務調査会が中心となり対応を進めていくことが決議されました。

限られた時間ではありましたが、御出席くださった議員の方々に改めて行政書士の有用性を御認識いただく良い機会となりました。



公明党へ政策等要望書を提出

日時：令和6年9月5日（木）14時00分～14時30分

出席者：〈日行連〉常任会長、高尾・竹田・田村各副会長、田後・関口両専務理事、宮本・西村両常任理事
 〈日政連〉井口会長、黒田・杉山両副会長、菅幹事長

9月5日、公明党「政策要望懇談会」が開催され、日行連・日政連の両会長を始めとする関係役員が出席しました。

公明党行政書士制度推進議員懇話会の赤羽一嘉会長からの御挨拶に続いて、日行連・日政連からデジタル社会における行政手続の円滑な推進に向けた政策等要望書を提出し、以下の三つの主項目を挙げ、それぞれ具体的な要望内容を説明しました。

- デジタル社会においても行政書士が国民の役に立つ環境を整備していただきたい
- デジタル社会への移行に行政書士の知見を活用していただきたい
- 国や地方自治体の政策・施策等に行政書士を活用していただきたい

これを受け、出席議員から外国人相談窓口の現状やマイナンバーカード取得困難者に対する支援事業、補助金申請業務等に関する質疑があり、各地の行政書士の取組状況を踏まえ回答しました。

限られた時間ではありましたが、行政書士法改正の必要性を含め、更なる行政書士の活用について御理解いただき、大変充実した懇談会となりました。



丸山秀治出入国在留管理庁長官を表敬訪問

訪問日：令和6年8月7日（水）

出席者：常任会長、田村副会長、水野国際・企業経営業務部長

この度、常任会長を始めとする日行連役員が、丸山出入国在留管理庁長官を表敬訪問いたしました。

御多用の中、快く御対応くださった丸山長官に対して、平素から行政書士制度に御理解いただいていることについて感謝を申し上げるとともに、外国人との共生社会の実現に向けた取組として、積極的に行政書士を活用いただくようお願いいたしました。また、行政書士が率先してオンライン申請に関与し、窓口業務の迅速化に貢献していくとともに、日本語教育や生活相談等に関する支援についても自治体等と連携し、協力させていただきたい旨をお伝えしました。

丸山長官からは、日頃からの行政書士の尽力に感謝の意が伝えられるとともに、入管行政の円滑な推進に向け引き続き協力いただきたいとの御言葉をいただき、大変有意義な訪問となりました。



北海道札幌市にて会長会を開催

デジタル化に向けた対応と災害対策の 取組について各单位会間で意見交換

令和6年9月20日（金）の午後1時30分から5時にかけて、北海道札幌市「札幌パークホテル」において全国の行政書士会会長による会長会が開催された。「デジタル化への対応について」、「各单位会における災害対策の取組について」の二つをテーマとして意見交換を行った。



会長会は、宮本日行連総務部長による司会で午後1時30分に45単位会の会長、1名の代理出席者、日行連役員等のオブザーバーの出席の上、開会した。

冒頭、司会者から、会長会の目的が日行連会則（以下「会則」という。）第33条第1項の規定に基づく「各单位会間の連絡提携を緊密にして、単位会の円滑な運営と進展を図る」ことにあるとの趣旨の説明があり、単位会としての実情や意見の交換を行うことを確認した。

会議に先立ち、常住日行連会長による挨拶、開催地単位会の宮元北海道会会長の挨拶があった。

続いて、会則第34条の規定に基づき議長の選任が行われ、中嶋鳥取会会長が議長に就任し、野津島根会会長を副議長に指名した。議事録署名人には鶴沼福島会会長、笠野和歌山会会長が指名された。

意見交換・情報交換（概要）

テーマ①

「デジタル化への対応について」

事前アンケートに基づき、宮本東京会会長、平岡静岡会会長から各々の会での取組状況等についての報告がなされた後、意見交換が行われた。

発表内容（概要）

○東京会（都庁電子申請システムにおける行政書士の代理人欄の設置について）

東京会では、東京都の電子申請システムについて、行政書士の代理人欄設置をかねてより要望していたが、今般、令和6年度中に代理人欄が標準として設置されることが決定した。



常住会長の挨拶



宮元会長の挨拶

○静岡県（「ふじのくに電子申請サービス」について）

静岡県独自の電子申請システム「ふじのくに電子申請サービス」では、行政書士による代理申請欄が設けられており、導入に至るまでの経緯や今後の課題について共有された。

テーマ②

「各単位会における災害対策の取組について」

事前アンケートに基づき、関口埼玉会会長、向井石川会会長から各々の会での取組状況等についての報告がなされた後、意見交換が行われた。

発表内容（概要）

○埼玉会（災害時における、県との協定書について）

埼玉会では「災害時における被災者支援に関する協定」を埼玉県及び県内全ての市町村と締結しており、協定に基づき、被災時の各種手続

に係る相談員の登録や業務内容について取りまとめた「被災者支援要綱」を作成している。

○石川会（令和6年1月1日能登半島地震の支援状況について）

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の復興は現在も続いており、石川会所属の行政書士が相談員となり、現在もなりわい再建支援補助金の申請サポートや公費解体申請の補助等の支援活動を行っている。被災直後から現在に至るまで、被災地でのニーズは刻々と変化していることから、場面に応じて行政書士がどのように支援に携われるか見極めることが重要である。

最後に中嶋議長が総括し、議長・副議長の退任をもって意見交換は終了した。

○その他

宮本日行連大規模災害対策本部復興支援部長から、災害復興支援ボランティアの募集について告知され、所属会員への周知依頼がなされた。

全てのプログラムが終了し、午後5時、会長会は閉会した。

懇 親 会

会長会終了後、午後6時から8時にかけて同ホテルにて懇親会が行われた。当日は御多忙の中、鈴木北海道知事を始め、多くの御来賓に御臨席いただいた。途中、地域の芸能としてよさこいソーラン踊りが披露されるなど、出席者の懇親が深まる中、盛会のうちに閉会した。

日本行政書士会連合会 令和6年度懇親会 御挨拶

御紹介いただきました北海道知事の鈴木直道でございます。日本行政書士会連合会の会長会ということで、10年前は函館で開催され、10年ぶりの北海道開催ということでもあります。まずは、全国から来られた各地域の会長の皆様に地元の知事として、心から歓迎申し上げます。ようこそ北海道においでいただきました。どうもありがとうございます。

今年は能登半島の地震がございました。いち早く罹災証明書の申請サポートですとか、無料相談の関係ですとか、行政書士の皆さんが正に被災された方々をお支えしたわけでありませう。私も夕張市長の時に、北海道の行政書士の皆さんに様々な相談支援や所有者不明の建物の整理など、いろいろな形でお支えいただきました。

先ほど、会長の方からもお話がありましたけども、マイナンバーカードですとか、申請手続の本人確認のオンライン化など、様々な申請方法に合ったサポートをいただく行政書士の皆さんの仕事は、本当に複雑多様化していますし、住民の皆様からの期待も大きいものになっていると思います。

是非、御出席の国会議員の皆様には、頼られる身近な法律家である行政書士の皆さんのさらなる活動のための御支援を、私からもお願い申し上げたいと思っていますところでございます。

そして、明日から三連休ですから、北海道にはおいしい食、お酒、そして様々な観光資源がいっぱいありますので、是非、各地域の会長の皆様には、北海道を存分に楽しんでいただけたら大変嬉しいなと思っています。

開催に尽力をされた宮元会長を始め、北海道行政書士会の皆様には心から感謝を申し上げ、私からの歓迎と感謝の御挨拶に代えたいと思います。おめでとうございます。

令和6年9月20日
北海道知事 鈴木 直道

御 来 賓

【御出席】

鈴木直道北海道知事、富原亮北海道議会議員、飯島弘之札幌市議会議員、船橋利実総務大臣政務官、高木宏壽復興副大臣、中村裕之衆議院議員、鈴木貴子衆議院議員、和田義明衆議院議員、佐藤英道衆議院議員、逢坂誠二衆議院議員、道下大樹衆議院議員、大築紅葉衆議院議員、勝部賢志参議院議員、鈴木宗男参議院議員、喜多龍一北海道議会議員

【代理出席】※議員秘書に代理で御出席いただきました。

高橋祐介衆議院議員、長谷川岳参議院議員、高橋はるみ参議院議員、松木謙公衆議院議員、徳永エリ参議院議員

【御挨拶をくださった来賓の方々】



鈴木直道
北海道知事



富原亮
北海道議会議員



飯島弘之
札幌市議会議員



船橋利実
総務大臣政務官



高木宏壽
復興副大臣



鈴木宗男
参議院議員



勝部賢志
参議院議員



佐藤英道
衆議院議員



中村裕之
衆議院議員



和田義明
衆議院議員



道下大樹
衆議院議員



大築紅葉
衆議院議員



鈴木貴子
衆議院議員

「災害復興支援ボランティア」の募集について

＜大規模災害対策本部＞

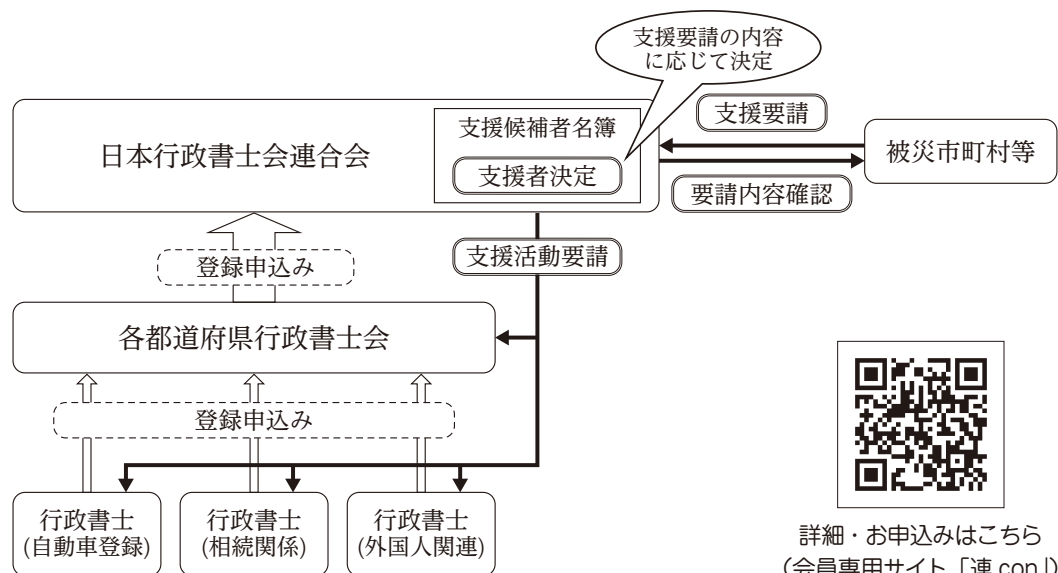
本会では、これまで、平成 23 年に発生した東日本大震災、平成 28 年に発生した熊本地震、本年 1 月に発生した能登半島地震などの大規模な災害が発生した際には、総務省や各单位会と協力して、被災地に行政書士を派遣し、罹災証明書の代理申請、自動車の廃車手続の代理申請、被災建物の公費解体手続の支援等、被災地の復旧・復興を支援してまいりました。

今後も、いつ、どこで、どんな大規模な災害が発生するかは予見できないことから、将来的な大規模災害の発生に備えて、被災者支援活動に係る財源の確保と併せて、人的支援体制の充実強化を図り、一日も早い被災地の復旧・復興に寄与することを目的として、全国の行政書士会員から「災害復興支援ボランティア」を募集しています。

- 1 **概要:** 今後、大規模災害が発生した際に、現地に赴き、原則として無償で支援活動を行ってくださる行政書士会員を募集し、本会において支援候補者名簿に登録・管理します。大規模災害が発生した際には、当該名簿に基づき、被災市町村等からの支援要請の内容に応じて名簿登録会員に対して被災地での支援活動を要請します。なお、実際にボランティアとして被災地へ赴く際には、所属する行政書士会と情報を共有するとともに、本会の負担により傷害保険に加入します。
- 2 **応募要件:** 現に行政書士で、心身ともに健康で、申込書に定める内容に同意した者。
- 3 **支援者の決定:** 被災市町村等からの支援要請の内容に応じて、申込み時に登録した次の「主な取扱い業務」を参考に支援者を決定します。

農地・土地開発、建設業・経審、社会保険・労働保険、運送・自動車、会社・法人、外国人関連、遺言・相続・遺産分割、中小企業支援、知的資産、風俗・各種営業、産業廃棄・環境、権利義務・事実証明、その他

4 支援のスキーム図



行政書士限定

〈日行連・愛知会共催シンポジウム〉

「行政書士業務（建設業分野）におけるDX化対応を考えよう in 愛知
～デジタル社会における顧客との関わり方～」の開催について

＜許認可業務部 建設環境部門＞

あらゆる行政手続や産業の現場において、DX化による効率化、生産性の向上、新たな価値創造による社会システムの変革が目指される中、多くの行政書士が取り組む建設業関連業務においても、まずその入口としての建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）を始め、技能労働者の経験や研鑽を蓄積する建設キャリアアップシステム（CCUS）の導入促進、ICT活用を前提とした建設業法の一部改正など、デジタル化への環境整備が急速に推し進められています。

それらに対応し、JCIPの申請実績のある行政書士やCCUS認定アドバイザー（行政書士）をパネリストとし、その取組状況や、業務としての魅力、業務拡大の可能性について、パネルディスカッション形式で語り、意見交換を行うシンポジウムを開催します。

JCIPやCCUSについての理解を深めていただくことはもとより、今後大きく変容してゆく建設業界及び建設事業者に、より一層深く関与し必要とされる行政書士になるために、我々は今何をすべきか、どう変わるべきか、将来像を共に考える機会となれば幸いです。多くの会員の参加をお待ちしています。

1. 日 程：令和6年12月9日（月）13時から16時30分（予定）
2. 場 所：名古屋サンスカイルームA会議室
愛知県名古屋市中区錦1丁目18番22号名古屋ATビル2階（最寄り：地下鉄「伏見駅」）
3. 共 催：日本行政書士会連合会 愛知県行政書士会
4. 後 援：一般財団法人建設業振興基金
5. 内 容：13時00分 開会

①第1部「JCIP やってる？」13時10分～14時05分

建設業許可・経営事項審査電子申請システム。申請・届出手続のオンライン申請の入口です。バックヤード連携の仕組みが導入され、添付書類や証明書類の省略が進んでいます。行政手続の効率化を推し進め、企業の生産性向上に寄与するには、行政書士としてどのようなスキルが必要か。このヒントをつかんでください。

②第2部「CCUSで業務拡大しよう！」14時20分～15時30分

建設キャリアアップシステム。現場に通う技能者の就業履歴がカード1枚で蓄積・管理されていきます。建設業退職金制度とも連動し、技能者の保有資格、社会保険の加入状況や現場の就業履歴などを記録していくことで、本人の現場管理や後進の指導育成といったスキルが適切に評価され、能力・経験等に応じた適正な処遇改善につながります。また、このような技能者を雇用し育成する企業が伸びていける業界環境を創ることにもなります。この仕組みに行政書士がどのように関わるか。業務拡大のチャンスを見逃さないでください。

③第3部「共創の時代、建設業界の未来を語ろう！」15時45分～16時25分

建設業者の生産性向上と人材育成に寄与できる行政書士へ。我々行政書士は、デジタル化・DX化によってその存在意義を変えていかなければなりません。新しい建設業界を創っていくために、行政や建設業者とともに三者一体となって業界を創っていく、そんな行政書士の未来像を共に考えましょう。

16時30分 閉会

6. パネリスト：JCIPの申請実績豊富な行政書士、CCUS認定アドバイザー（行政書士）ほか
7. 参加費：無 料
8. 参加対象：オンライン参加 定員500名、会場参加 定員200名
9. 申込方法：詳細等につきましては会員専用サイト「連 con」を御参照ください。

単位会別会員数一覧

<令和6年10月1日現在>

区 分 単位会		個人会員数			法人会員数		
		R 6. 4.1	R 6. 10.1	増減	R 6. 4.1	R 6. 10.1	増減
北海道地方協議会	北海道	1,910	1,933	23	46	49	3
東北地方協議会	秋 田	294	301	7	4	4	0
	岩 手	390	406	16	8	8	0
	青 森	350	357	7	7	7	0
	福 島	730	743	13	18	18	0
	宮 城	1,014	1,050	36	27	28	1
	山 形	415	434	19	5	5	0
関東地方協議会	東 京	7,859	8,090	231	338	360	22
	神奈川	3,228	3,319	91	93	98	5
	千 葉	2,244	2,300	56	53	51	△ 2
	茨 城	1,196	1,208	12	20	23	3
	栃 木	884	903	19	15	15	0
	埼 玉	2,580	2,638	58	56	58	2
	群 馬	1,098	1,114	16	8	9	1
	長 野	974	987	13	12	12	0
	山 梨	367	379	12	5	5	0
	静 岡	1,507	1,533	26	34	38	4
	新 潟	887	894	7	19	21	2
中部地方協議会	愛 知	3,302	3,373	71	99	105	6
	岐 阜	876	899	23	14	16	2
	三 重	721	726	5	14	15	1
	福 井	329	340	11	5	5	0
	石 川	399	406	7	8	10	2
	富 山	388	396	8	12	13	1

区 分 単位会	個人会員数			法人会員数			
	R 6. 4.1	R 6. 10.1	増減	R 6. 4.1	R 6. 10.1	増減	
近畿地方協議会	滋 賀	501	507	6	7	8	1
	大 阪	3,729	3,853	124	143	152	9
	京 都	929	942	13	21	24	3
	奈 良	470	488	18	12	12	0
	和歌山	350	360	10	5	5	0
	兵 庫	1,978	2,019	41	39	38	△ 1
中国地方協議会	鳥 取	219	215	△ 4	3	3	0
	島 根	277	282	5	3	3	0
	岡 山	772	781	9	20	21	1
	広 島	1,194	1,230	36	20	21	1
	山 口	482	488	6	5	5	0
四国地方協議会	香 川	434	438	4	10	10	0
	徳 島	315	324	9	8	8	0
	高 知	257	263	6	5	5	0
	愛 媛	561	569	8	10	12	2
九州地方協議会	福 岡	1,755	1,804	49	44	48	4
	佐 賀	262	262	0	5	5	0
	長 崎	404	411	7	10	10	0
	熊 本	657	673	16	17	16	△ 1
	大 分	378	386	8	10	10	0
	宮 崎	486	479	△ 7	11	13	2
	鹿児島	813	831	18	15	15	0
	沖 縄	454	462	8	13	14	1
合 計	51,619	52,796	1,177	1,356	1,431	75	

重要なお知らせ

「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に係るお知らせ

<広報部>

7月24日の理事会において「日本行政書士会連合会会報の発行及び送付に関する規則」（以下「規則」という。）の一部改正及びデジタル化の実施時期についての承認を得て、対応を進めることとなりました。つきましては、令和6年10月号から会報の発送方法を変更しますので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 概要

これまで、日行連会報誌「月刊日本行政」（以下「会報」という。）は、紙版に加え、電子版を日行連ホームページ及び会員専用サイト連 con（以下「連 con」という。）に掲載していましたが、今回の規則改正により、その点を規則上にも定めました。また、会報の将来的な発行及び送付の完全なデジタル化を見据え、会報の送付について、電子版をホームページ及び連 con に掲載することによって紙版を送付したものとみなすこととされました。

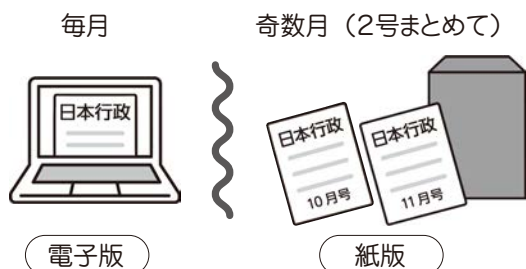
紙版と電子版による会報の発行及び送付のスケジュールについては、2のとおり行うこととしています。各会員におかれましては、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

2. 令和7年10月号までの発送・掲載スケジュール

発行日 形式	第一弾（令和6年10月号～令和7年3月号）					第二弾（令和7年4月号～）							
	10月25日	11月25日	12月25日	1月25日	2月25日	3月25日	4月25日	5月25日	6月25日	7月25日	8月25日	9月25日	10月25日
紙版発送	10・11月号	-	12・1月号	-	2・3月号	-	5月号	-	7月号	-	9月号	-	-
電子版掲載	11月号	12月号	1月号	2月号	3月号	4月号	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号	10月号	-

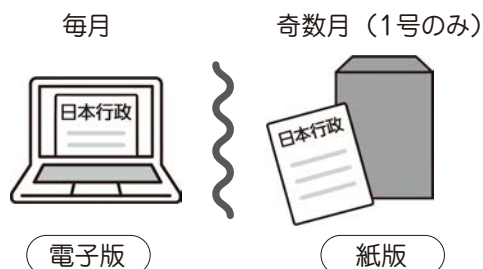
第一弾（令和6年10月号～令和7年3月号）

- ・紙版は2か月に1回、2号分をまとめて奇数月に送付
- ・電子版は従来どおり毎月、ホームページ及び連 con に掲載



第二弾（令和7年4月号～）

- ・紙版は2か月に1回、奇数月分のみを送付
- ・電子版は従来どおり毎月、ホームページ及び連 con に掲載



3. メール配信機能のお薦め

令和5年9月の連 con のリニューアルに伴い「連 con に会報の電子版が掲載されたことを通知するメール配信機能」が追加されています。

配信されるメールの本文中には該当号の PDF データの直接リンクや概要が掲載されるなど、大変便利な機能となっていますので、この機会に是非利用登録をしていただき、御活用いただければと思います。

「月刊日本行政」 電子版の掲載に係る メール通知の受取方法

会員専用サイト「連 con」の利用登録

あり

- ① ログイン (ID・パスワードを入力)
- ② マイページ (ログイン後にマイページに遷移)
- ③  をクリック
- ④ 「新着月刊日本行政」を「受け取る」に変更
- ⑤  をクリック

なし

以下「ログインページ」の「利用登録」
ボタンから利用登録をお願いいたします。
<https://www.gyosei.or.jp/user/login>



ログインページ

みんながつながるーレンコン
連 con

※ 連conにログインするには **利用登録** が必要です。

連conへの登録がお済みの方

ログインIDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

ログインID *

半角英数字記号で入力してください

パスワード *

半角英数字記号で入力してください

ログイン

ログインIDまたはパスワードを忘れた方

**① ID・パスワードを
入力後ログイン**

ログインできないとき

- ログインID・パスワードの誤り
- カナ入力や「CapsLock」
- ドットやカンマなどの記号もご確認のうえ、正しくご入力ください。

連conへの登録がお済みでない方

まだ利用登録をされていない方は下記よりお手続きください。

連conサイト利用登録

② マイページ

連 con

日行連ホームページ | 検索 | ログイン | ログアウト

経歴・セミナー | 業務関連情報 | 関係法令・規則 | ライブ러리

行政 太郎 プロフィール

ホーム / マイページ

③ 変更する

登録情報

氏名 行政 太郎

ログインID umi-ngr-member

登録番号 00001234

所属単位 埼玉県

マイページ
お気に入り一覧

変更画面

登録情報

氏名 行政 太郎

ログインID umi-ngr-member 正室

登録番号 00001234

所属単位 埼玉県

メール通知

新着月刊日本行政

受け取る 受け取らない

④ 「受け取る」に変更

新着記事お知らせ

※ 選択しない場合は記事をお知らせしません。

☐ 一般論情報
☐ 特定行政費・法定研修
☐ 連絡・交通部門
☐ 農地・土地利用部門
☐ 権利義務・事実証明部門
☐ 国庫部門
☐ 公費支出部門
☐ その他

☐ 申請取次情報
☐ 業務関係研修・セミナー
☐ 建設・環境部門
☐ 社会政策・生活福祉部門
☐ 法務事務・成年後見部門
☐ 知的財産部門
☐ 委員会等

保存

※ 電子版の会報発行をお知らせするメール配信機能の利用によって、紙版での受取の停止を希望される方は、所属単位会を経由して日行連に御連絡ください。

重要なお知らせ

一般倫理研修の受講について

<総務部・中央研修所>

令和4年8月31日付けで日本行政書士会連合会会則の改正が認可されたことに伴い、令和5年8月31日から、全会員に5年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。

当該研修の受講方法等については、以下を参考の上、受講していただきますようよろしくお願いいたします。

※当該研修が公開された令和5年3月15日以降に受講された方は、次回期限(3.の(参考)を参照)まで受講の必要はありません。

1. 概要

令和3年の職務上請求書の不正使用による事件を契機として、再発防止を徹底するため、国家資格者たる行政書士の素養の一つとして必要な倫理について、それを養い維持するための研修の受講を“義務”とする会則改正がなされました(日本行政書士会連合会会則第62条の2第3項)。倫理研修の実施のために必要な事項は、日本行政書士会連合会倫理研修規則に定められました(令和5年8月31日施行)。

2. 研修科目

研修科目は、次の4科目です。

①行政書士法及び関係法令 ②人権 ③職業倫理 ④職務上請求書の適正使用

3. 受講期限(初回)

受講期限は、登録月の翌月初日から起算して3か月以内です。

※令和5年8月31日以降新規に登録を受けた者

例：令和6年10月1日に登録した者 ⇒ 令和7年1月31日まで

(参考) 2回目以降

修了日の5年後の日が属する年度の3月31日(当該年度内に受講、修了すること。)

例：令和6年10月1日に修了した場合 ⇒ 令和12年3月31日

4. 受講方法

①中央研修所研修サイトにアクセス

日本行政書士会連合会のホームページ(<https://www.gyosei.or.jp/>)にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリックしてください。



(研修サイト)



②中央研修所研修サイトにログインして研修受講

中央研修所研修サイト用のID、パスワード（初回ログイン時には、申込フォームからの申込みが必要です。）を入力して中央研修所研修サイトにログインし、「講座一覧」＞「義務研修」＞「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講（3時間程度）してください。

※最後に受講確認のためのテストがあります。詳しくは中央研修所研修サイト内の説明やマニュアルを御確認ください。

The screenshot shows the login page of the Central Training Site. At the top, it says '日本行政書士会連合会 中央研修所 研修サイト' and 'GMO GlobalSign Secure グローバルサイン認証サイト'. The main content area has a heading '本サイトのご利用方法は案内マニュアルをご参照ください。' followed by links to '中央研修所研修サイト利用案内マニュアル' and '一般倫理研修マニュアル'. Below this, there are two main sections: '■既にID、パスワードをお持ちの方' (For those who already have an ID and password) and '■はじめてのご利用の方' (For first-time users). The first section has fields for 'ユーザーID' and 'パスワード' and a 'ログイン' button. The second section has a button for 'ID、パスワード申込' and a note that an administrative registration number and email address are required. Three callouts provide additional instructions: 1. 'ID、パスワードを入力して「ログイン」をクリックしてください。' (Enter ID and password, click login). 2. '詳しい受講方法は「一般倫理研修マニュアル」からマニュアルをダウンロードして御確認ください。 ※必ず受講方法を確認した上で受講してください。' (Check the manual for detailed instructions). 3. '初めて御利用の方はこちらから「ID、パスワード申込」をクリックしてください。' (First-time users click 'ID, Password Application').

③受講完了後、修了証を発行

全ての講座を視聴し、テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックして研修は修了となります。職務上請求書を購入する際には、一般倫理研修の修了証が必要です。職務上請求書を購入予定の方は「修了証発行」ボタンをクリックした際に表示される修了証を印刷し、又はダウンロードしてください。なお、職務上請求書の購入予定がない方も「修了証発行」ボタンをクリックしないと修了日が確定せず、受講が完了しませんので、必ず「修了証発行」ボタンをクリックしてください。

（参考）一般倫理研修の受講について

日本行政書士会連合会ホームページ（お知らせ）

URL：https://www.gyosei.or.jp/news/20240329



特別倫理研修

行政書士申請取次関係研修会（VOD 方式）の御案内

<申請取次行政書士管理委員会・中央研修所>

日行連倫理研修規則に基づいて実施する特別倫理研修（申請取次関係研修）について、令和6年度の今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、各会員が個々の端末（パソコン・タブレット・スマートフォン）から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD（ビデオ・オン・デマンド）システムに登載されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

なお、各研修会の申込等の詳細については、会員専用サイト「連 con」にて御案内いたしますので、御確認いただきますようお願いいたします。

各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページ TOP>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

令和6年度（令和6年11月～令和7年3月）開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内 (会員サイト詳細発表)	申込期間	修了証書発行日 (同日発送予定)	結果通知 発送予定日 (基準未到達者のみ)
事務研修会 (新規)	11月19日(火) ～11月29日(金)	9月中旬	10月8日(火) ～10月15日(火)	12月19日(木)	-
実務研修会 (更新)	令和7年1月21日(火) ～1月31日(金)	11月上旬	11月29日(金) ～12月5日(木)	令和7年 2月14日(金)	令和7年 2月20日(木)
事務研修会 (新規)	令和7年2月21日(金) ～3月3日(月)	12月中旬	令和7年1月8日(水) ～1月15日(水)	令和7年 3月24日(月)	-

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

※各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

○研修会の区分

事務研修会： 入国・在留手続関係の申請取次を新規に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

実務研修会： 地方出入国在留管理局から届出済証明書の交付を受けていて、更新を希望する行政書士を対象とする研修会です。

【特例措置】既に届出済証明書の交付を受けている方の更新手続には、実務研修会の修了証書に加えて、1年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置を講じています。既に届出済証明書の交付を受けている方は、上記区分によらずお申込みができます。

○受講費用（税込み）

事務研修会：30,000円 実務研修会：15,000円

○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様に一律に発送いたしますので御承知おきください。

事務研修会： 課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会： 課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

令和6年度特定行政書士法定研修の結果通知について

＜中央研修所＞

「令和6年度特定行政書士法定研修 募集要項」にて御案内をしているとおり、本研修の結果は、下表のとおり通知いたします。

10月20日	考查実施
11月中旬頃	会員専用サイト「連 con」内の 「研修・セミナー＞特定行政書士法定研修」にて発表 ※修了した者の考查受験番号のみ掲載
12月上旬頃	結果通知（本人事務所宛てに郵送）



申請取次行政書士管理委員会からのお知らせ

届出済証明書の更新を希望される方へ

届出済証明書の有効期間は、原則として3年間とされています。引き続き申請取次業務を行うためには、届出済証明書の有効期限から遡って3年の間に、申請取次行政書士管理委員会の指定する申請取次実務研修会を1回以上受講し、有効期間の満了前に更新の手続きを完了することが必要となります。お持ちの届出済証明書の有効期間及び所属単位会における更新の申出期限を御確認になり、余裕を持って御受講ください。

所持する届出済証明書の有効期間を経過した場合は、再度行政書士申請取次事務研修会（新規）を受講していただくこととなりますので、十分御留意ください。

「理由書」を提出し届出済証明書の更新手続きをされた方々へ

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る令和2年度の申請取次実務研修会中止に伴い、令和2年4月以降「理由書」の提出により届出済証明書の更新手続きをされた方々にお知らせいたします。

先般から御案内しているとおり、同一の実務研修会修了証書は、発行日から3年以内に有効期限が到来する届出済証明書の更新手続きに原則1回に限り使用することができることとしています。

実務研修会修了証書の発行日から3年以内であっても、一度、「理由書」に基づく事後受講分として使用した修了証書は、次回の更新時には使用することができません（※）。

別途、次回更新時までの期間内に実務研修会を受講していただくことが必要となりますので御留意ください。

- ・「理由書」による更新手続き後の事後受講分1回
- ・次回更新のための受講分1回

理由書による更新手続き後、
次回更新までに
計2回受講が必要です。

※届出済証明書の有効期間が3年未満とされている方（例：在留期間が3年未満の外国籍会員等）については、3年未満の有効期間ごとに申請取次実務研修会の受講を求めるものではなく、届出済証明書の有効期限から遡って3年の間に受講した実務研修会修了証書を複数回使用できるとした取扱いは従前どおりです。

Pick UP! 単位会

各単位会の取組をお知らせします。

石川県

行政書士会

能登事業者支援センターでの被災事業者支援における役割確立



石川会では、石川県商工労働部経営支援課から令和6年能登半島地震の被災事業者支援の要請を受け、本年2月19日から、のと里山空港内にある石川県奥能登総合事務所に設置された能登事業者支援センターに2泊3日体制で会員を派遣しています。同センターの役割は、なりわい再建支援補助金の申請を始めとする、被災事業者の事業再建に係る様々な相談に応じることであり、行政書士は同センターの開設以来、相談員に名を連ねています。現在、同センターの相談員としては行政書士のほか、石川県職員や全国各地から派遣された商工会・商工会議所の経営指導員、中小企業診断士などが常駐しており、各々の専門知識をいかし幅広い相談に対応しています。

実は、同センターの開設当初は県職員の行政書士に対する理解が浅く、行政書士の出番は少ない状況でした。しかし、適確な相談対応で信頼を積み重ねるとともに、人間関係を構築し行政書士制度について地道に説明を続けてきた結果、7月からは毎週火曜日と木曜日が「なりわい補助金申請書作成サポート日」に指定され、申請書類の書き方が分からない被災事業者やパソコンを持っていない被災事業者向けに、行政書士が同センターのパソコンを使用し申請書類を作成する制度が導入されました。この結果、当面の間、行政書士が同センターの中心的役割を果たすことになりました。

本年は元日から大変不幸な震災に見舞われましたが、皮肉なことに石川県内では、かつてないほど行政書士に注目が集まっています。その自覚を持ち、当会では引き続き全力で被災者支援に取り組んでまいります。



大阪府

行政書士会

不動産関連6団体による連携に関する協定に調印



大阪会は、8月1日に「不動産関連6団体による連携に関する協定」に調印いたしました。この協定は、公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部、一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会及び一般社団法人近畿不動産鑑定士協会連合会が呼びかけ団体となり、大阪司法書士会、大阪土地家屋調査士会並びに当会を含む6団体を構成団体として締結された協定です。各構成団体が持つ専門的な知識やネットワークをいかし、不動産を取り巻く諸手続及び制度の改善、消費者が安心安全に生活できる環境の整備並びに不動産取引を含む関西経済の活性化等のため、不動産関連6団体として共同事業等を行うことを目的として締結されたものです。

これまで、団体間では個別に共同事業を行った実績等はあるものの、目的を同じくして6団体が並んで締結したことはなく、画期的な協定であると言えます。

今後は、この協定に基づき共同事業の運営等を行うため6団体の人員で構成される運営委員会を通じて、諸施策の計画・実施を行っていくことになります。

当会といたしましては、行政書士業務を通じて蓄積された不動産関連の諸手続に関するノウハウやネットワークをいかし、不動産関連事業及び関西経済の発展に協力するとともに、この協定をきっかけに更に各団体との良好な関係構築を図り、行政書士制度の周知・理解と市民貢献に寄与してまいります。



山形県

行政書士会

山形県議会人材活用・経済活性化対策特別委員会
への出席について

8月22日に開催された山形県議会人材活用・経済活性化対策特別委員会（石黒覚委員長以下9名）に、山形会の岩崎会長と中村理事・国際関係業務特別委員長が出席し「外国人材を中心とした多様な人材の活用」というテーマで、県議会議員や他の県内事業者と共に意見交換を行いました。同委員会は「産業を担う人材の確保・活用及び地域経済の活性化」に関する施策について調査審議を行っており、その中で、特に外国人材を中心とした多様な人材の活用について課題を整理し、知事に対する政策提案を行う役割を担っています。

今回、出席したのは、外国人材の受入れに関わる相談機関である当会、監理団体の「グローバル21もがみ協同組合（新庄市）」、製造業の「スズキハイテック（株）（山形市）」、介護事業の「（株）つるかめ（天童市）」の4団体です。意見交換テーマについての各団体の取組内容等の発言の後、各委員から各団体への質問等があり、当会へも、外国人材雇用相談の詳細や社労士会との包括業務協定等についての質問がありました。意見交換の後、委員間の討議が行われ、県に対する提言項目の協議が行われました。

同委員会への当会の出席は初めてでしたが、行政書士と国際関係業務の関わりを知っていただく良い機会となりました。同委員会の委員からは、外国人材の定着につながる支援の土台作りの必要性が示されましたので、今後当会も何らかの形で、同委員会の提言協議や今後構築される外国人材受入れ体制等に携わることが予想されます。

引き続き、山形県の関連する担当部署等との連携を強化してまいります。



福井県

行政書士会

令和6年度業種別企業ガイダンスについて



9月3日に開催された福井工業大学附属高校、同中学校主催の業種別企業ガイダンスに福井会法教育推進委員会が参加し、キャリア教育の一環として行政書士を将来の進路の選択に加えてもらいたいと、広報活動をしてまいりました。

参加人数は1回当たり3～10名ほどで合計6回の講座を行いました。行政書士という職業を聞いたことがある生徒はとても少なかったのですが、聞き慣れない言葉にメモを取りながら、熱心に話を聞いてくださいました。幅広い仕事があること、お客様の生活や人生を豊かにするお手伝いができることをお伝えすると、様々な質問が飛び交いました。自営業、個人事業主ということも生徒さんにとっては新しく感じられたようで、興味深く話を聞いてくださいました。

生徒の皆さんの目の輝きに我々も身が引き締まり、より一層精進しなければと感じました。話を聞きにきてくださった生徒さんにとって、行政書士が将来の進路選択の一つになっていたら、幸いです。



特定和解導入の経緯と今後の課題について

裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部 本部員 竹内 正也

令和6年4月1日に裁判外紛争解決手続の利用促進に関する法律（以下「ADR法」という。）の一部改正法が施行され、いわゆる特定和解制度が導入されました。

以下に特定和解制度導入に伴う影響や各センターの取組等について御紹介いたします。

1 特定和解について

ADR法特定和解については、本誌前号（No.623）にて北海道会の石塚会員（元札幌簡易裁判所判事）が詳細を御紹介になりましたが、今回はADR機関の視点から特定和解の意味を考察していきます。

特定和解とは、「認証ADR機関において合意された条項に執行力を付与する制度」のことです。執行力が付与されることで、合意内容が履行されなかった場合に、裁判所の命令により強制執行が可能となります。

ADR法の改正前は、ADR機関における合意に執行力を直接付与することはできませんでした。もっとも、合意書を後日、公正証書にすることで間接的に付与することは可能でしたが、これはADR外の手続であり、ADR機関単独で執行力を実現することはできませんでした。

この特定和解の導入により、司法におけるADRの意味合いは大きく変わることとなりました。これまで、ADR機関は紛争解決機関として位置付けられていましたが、最後の執行力が欠けていたため、「裁判外紛争解決手続」としてはやや不十分な印象があったように思います。

この点については、以前から多くのADR機関から指摘がありましたが、もともとADR制度自体が執行力の付与を前提に制度設計されたものではなく、その実現は難しいと考えられていました。しかし、令和2年のシンガポール条約の発効により、ADR機関にも執行力を付与されることになり、司法におけるADRの意味は大きく変わるこ

ととなりました。これまでは「裁判の一部を代替する手続」であったものが、本格的に「裁判を代替する手続」となったのです。

これは、ADR機関を有する行政書士会にとっても大きな意味を持ちます。調停人である行政書士が作成した合意書が、そのまま債務名義となり得るからです。「頼れる街の法律家」である私たち行政書士にとって、今後、より一層司法と深く関わりを持つための大きな試金石となるでしょう。

2 東京会における特定和解導入の経緯

令和5年、年の瀬が迫る12月21日、法務省による改正ガイドライン等の説明会が開催されました。その中で説明されたのは、特定和解の概要と認証申請に関する内容でした。特定和解を導入するには「変更の届出」だけで済みますが、特定和解を取り扱わないのであれば「認証の変更」が必要とのことでした。それも令和6年4月1日までにいずれかの対応が必要とされ、緊急の対応が求められました。

特定和解導入の要否検討から、規程等の改正、手続及び調停に関するマニュアルの整備、各関係者への周知まで、僅か3か月余りの期間しかありませんでした。

私が所属する行政書士ADRセンター東京では、急遽、次長を中心にプロジェクトチームが立ち上げられました。チーム内での検討の結果、規程等の改正自体については、法務省から規程改正のためのガイドラインが提示されていたこともあり、さほど困難ではないと判断されましたが、特定和解の

合意書を作成するためのマニュアル整備や、調停人の質を確保することが重要であるとされました。

特定和解については、センターが特定和解として認定しても、それがそのまま債務名義となるわけではありません。最終的には裁判所が特定和解として問題ないと認定する必要がある、合意書の内容に不備があれば、裁判所がこれを認めず、強制執行ができないという結果になる可能性があります。

ADR 制度上、手続には弁護士が必ず関与することが求められており、合意書にも必ず弁護士の確認が入るため、最低限の担保はされています。しかしながら、合意書の起案は調停人である私たち行政書士の役割です。特定和解を理解し、債務名義として有効な合意書を作成する能力が調停人には求められます。

そのため、規程改正と並行して、手続に関するマニュアル整備や調停人に対する特定和解の研修会を進めることとなりました。

結果として、3月末までには規程の改正と研修会の開催を完了し、特定和解を導入することができました。

3 今後の課題

特定和解の導入は、「頼れる街の法律家」である私たち行政書士にとって、更なる法律関連業務への参入を目指す上で大きな一歩であり、同時に重要な試金石となります。債務名義として必要かつ

十分な合意書を作成するためには、今後、更に法的知見を深め、研鑽を積む必要があるでしょう。

しかし、その一方で、今回の法改正において、以下の事項が特定和解の適用除外とされました。

- ・消費者契約に関する紛争
- ・個別労働関係の紛争
- ・人事・家庭に関する紛争 ※養育費は適用対象
- ・国際的な和解合意で「条約実施法」の適用を受けるもの

これにより、多くのセンターが取り扱う主な4分野において、特定和解の適用範囲がかなり制限されることとなりました。例えば、愛護動物分野ではペットの獣医療過誤や購入トラブル、敷金・原状回復に関する分野など、消費者契約に関連するものが多く、これらは特定和解の対象外となります。また、ペットの保護団体と里親との譲渡契約など、消費者契約かどうか判断が難しいケースも多く見られます。

現時点では、自転車事故に関する分野が特定和解の対象となる可能性が高いでしょう。しかし、制度は施行されたばかりであり、最終的に裁判所がどのような基準で特定和解と認定するのか、まだ不透明な部分が多く残っています。

このように、今後の課題は多岐にわたりますが、事例を積み重ねることで知見を深め、適切に判断していくことが求められるでしょう。

会員の皆様へ

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関するお願い

行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位の保持に努めなければなりません。

特に職務上請求書の使用に当たっては、戸籍法及び住民基本台帳法の規定により、行政書士等の資格者が職務上必要がある場合に限り行使できることとされており、限られた資格者にのみ認められた国民利便のための制度であるため、個人情報保護、人権の擁護などの観点からも高い倫理意識に基づいた厳正な取扱いが求められ、職務上請求書の偽造、不正使用、人権侵害のおそれがある戸籍等の取得は決して許されることではありません。

会員各位におかれましては、「戸籍法」「住民基本台帳法」「行政書士法」、本会の「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」等の趣旨を十分に理解され、適正な使用及び厳格な取扱いに努めていただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、職務上請求書の払出し方法については、各単位会で運用が異なりますので、所属単位会の関係規則等を御確認願います。

秋 桜 日 記

～特定行政書士への誘い～

この物語は、特定行政書士に特に興味のない新人行政書士が、特定行政書士の持つ力を実感していく過程を描くものである。

主な登場人物

中島 涼介 (30 歳) 行政書士として業務経験を積んできた開業 3 年目の行政書士

許認可業務や相続業務などを中心に行ってきたため、特定行政書士になる必要性を特に感じていなかった。開業当初から山田先生を師と仰ぎ、業務はもちろん人生についても相談している。

野村 泰久 (33 歳) 中島と同期の行政書士

特定行政書士は仕事にならないから不要だと考えていたが、将来を考えて特定行政書士になることの重要性に目覚めた。

山田 賢人 (54 歳) ベテランの行政書士

関東の県庁所在地で開業している。特定行政書士制度がスタートした当初から、特定行政書士の将来性について熱い思いを抱いてきた。若手はもちろん、ベテランに対しても、その熱い思いを語ってきた熱血先生である。

たり前だった。住民票などを郵送請求するだけでも、担当窓口の住所を確認したり、小為替の料金を確認するために電話帳をめくっていた。

法人や不動産の登記簿謄本を取得するために、管轄の法務局を調べて行ったものだ。窓口もお昼は閉まっていたので、タイミングによっては1時間待ったこともあった。今では考えられない思い出である。

「先生、書類のチェックをお願いします。」

突然、スタッフがファイルにとじた書類を持って所長室に入ってきた。

「やあ、ありがとう桑原さん。」

渡された書類は、建設業の許可申請書だった。スタッフが作成した書類を最終的にチェックするのは、やはり所長の役目である。

山田事務所の最初の顧客は、知り合いの税理士から紹介された建設業者だったため、開業当初から建設業関係業務に比重を置いている。

建設業は、新規の許可申請はもちろんのこと、各種の変更届が必要な業種であることから、行政書士にとって継続的な依頼が発生する業界である。特に、毎年の決算変更届から経営状況分析、経営事項審査を経て、公共工事の指名参加資格申請まで依頼をもらうことで、まとまった収入につなげることができるのも魅力だ。

市町村ごとに公共工事の指名参加資格申請の申請書類や必要書類が異なっていることが多く、開業当初はそれぞれの手帳を入手するために一日中走り回ったものだ。

依頼者から必要な書類を預かり、提出期限に間に合うようにスケジュールを立て、必要書類を整理し、申請期限に遅れないか、落ち着かなくて眠れなかった日々が懐かしい。

今では、事務所にいながら必要な情報をインターネットが持ってきてくれる。依頼者との打合せも、メールやチャットは当たり前だし、顔を見ながらのテレビ会議も慣れてしまえば思いのほか便利だ。

電子申請に対応した手続であれば、ボタン一つで申請が

第十八話：～郷愁～

ある日の山田事務所。所長の山田は外回りから戻ってきたばかりで、執務室の椅子に座り、ホッと一息ついたところだった。

実力があるスタッフが揃ってきたおかげで、最近では山田自身が書類を作成する時間が減ってきた。所長の山田は、依頼者からの相談を受けて必要な手続の振り分けをしたり、各スタッフの業務について進捗を確認することが多くなってきた。

行政書士になったばかりの頃は、依頼者との打合せ、必要書類の準備、申請書類の作成、申請、補正、それから請求と入金の確認などを一人でこなしていた。今とは違い、インターネットのスピードも遅く、パソコンの容量も少なかったため、書類を作成するときはパソコンの前に座りっぱなしで、気が付けば朝になっていることもあった。

その頃は、役所のホームページも十分に機能していなかったため、申請書の用紙をもらいに遠方まで取りに行くのも当

完了する時代が来るとは想像もできなかった。

書類の作成もそうだ。自分が登録したての頃は、まだワープロを使っている先輩もいたが、手書きが当たり前の時代だった。今では当たり前の建設業ソフトはなかった。

デスクトップパソコンが大きな存在感を漂わせていた頃は、プリンターも大きく、謎の準備運動をしてから大きな音を立てて印刷していた。今では複合機がファックスもコピーもスキャンもしてくれる。

特にコピーは、一枚一枚大きなカバーを開け閉めしていたため、時間が掛かって仕方がなかった。それが今では自動で送ってくれるし、両面コピーもカラーコピーもできる。

カバンに入るサイズのノートパソコンを手に入れてから、事務所の雰囲気もだいぶ変わってきた。

スマートフォンの登場によって、メールのやり取りはもちろん、出先で書類の確認をしたり、コンビニエンスストアで印刷もできる。事務所に戻らなくても書類の変更ができるため、時間の節約になった。

建設業ソフトの登場も画期的だった。専用ソフトがない頃は、申請書類をエクセルや一太郎を使って作成していたが、単にワープロを使って清書していた時代とさほど変わらなかった。

建設業様式の財務諸表に変換するときには、電卓を片手に計算して、勘定科目の振り分けをしたものだ。簿記の知識に乏しかったので、この作業が当初不得意であった。そこで、入門的な参考書を読んで勉強し、分からないところは先輩に聞いた。簿記や会計の勉強をしたおかげで、財務諸表だけでなく、収支計画書の作成などの業務も難なくこなせるだけの知識が身に付いた。

開業当初は、同業者との勉強会も多く、みんなが情報に貪欲で、お互いに教え合っていた。先輩行政書士の事務所に手土産をもって訪問することも多く、大抵快く教えてくれたものだ。

インターネットの時代となってからは、新人行政書士も簡単に最新の情報にたどりつけるし、業務に必要な情報も手に入るようになった。そのためか、最近では業務について教えて欲しいと訪ねてくる新人はめっきり減った。

「ほかの士業と違って、行政書士は取り扱うことのできる書類が多いんだ。だから、お互いに情報を共有したとしても、顧客の取り合いになることはほとんどないよ。それよりも、もっと多くの申請に行政書士が関われるようになれば、行政書士の知名度も高まるし、結果的に自分のためにもなるんだよ。」

ある先輩行政書士は、そう言いながら本当にいろいろな

ことを教えてくれた。今の自分があるのは、その先輩のおかげだと、いつも感謝している。

若い人たちから請われれば、いつでも自分の知識を開示するつもりでいるベテラン行政書士の山田は、少し寂しさを感じる一方で、それも時代なんだなあ、と自分を納得させていた。

一通り書類に目を通しながら、気になるところに付箋を貼った。必要書類は揃っているし、内容も間違いがない。誤字脱字もなさそうだ。

自分一人だったら、こんなに早く正確な書類はできないということ、山田自身も痛感している。だからこそ、スタッフを育てることに注力してきた。それは結果的には依頼者の利益にもつながることだと考えてきた。

「先生、どうでしょう？」

書類のチェックが済む頃合いを見計らって桑原さんがお茶を持って入ってきた。

「うん。いつもどおり大丈夫だよ。ただ、ここの印鑑が漏れているから、押印をお願いしたほうがいいね。」

付箋を貼ったページを開きながら言うと、彼女は呆れ顔でそれを受け取った。

「先生、その書類の押印は不要になっていますので、これで大丈夫です。」

「あっ、そうなの？ そうでしたね。ははは。じゃあ、これをお願いします。」

書類を持って愛想笑いを一瞬だけ残して出ていく後ろ姿を見送りながら、時代の流れについていくのは大変だと感じるとともに、頼もしいスタッフがいてよかったと思うやいなや、不意に再びドアが開いた。

「そうそう、忘れるところでした。この後、事務所にいらっしゃるようであれば、二人で伺いますって、先ほど電話がありました。」

「もう出掛ける用事はないから、大丈夫だけど、その二人とは？」

「えっと、中島先生と野村先生です。」

若手の二人が訪ねてくることは、ベテランの山田にとっても刺激になるので大歓迎だ。

「今日は時間もあるし、どこかで飲みながらでもいいな。」

そんなことを考えながら、お茶をすすった。

行政書士達の奮闘は続く。第十九話、乞う御期待！



VOD 紹介「行政のデジタル化の現在地とその展望及び行政書士の役割について」

～ 今こそ見直そう中央研修所の研修コンテンツ! ～

<中央研修所>

今月は業務研修〈デジタル関係研修〉の中から、「行政のデジタル化の現在地とその展望及び行政書士の役割について」を紹介します。本研修は、急速に進む社会のオンライン化・デジタル化の中で「行政手続のデジタル化とは何か」「デジタル社会における行政書士の役割をどのように考えるべきか」という問いについて、デジタル庁の参事官と当会デジタル推進本部の副本部長（役職は収録当時のもの）が対談形式で考察を深めていく研修となっています。行政のデジタル化について新たな気づきや業務へのヒントを得ることができる内容ですので、関心がある方はこの機会に是非御視聴ください。

● 研 修 情 報 ●

✎ **講師**（役職は収録当時のものになります）
デジタル庁 戦略・組織グループ
省庁業務サービスグループ 統括官付参事官
帆足 雅史（ほあし まさふみ）様

日本行政書士会連合会
デジタル推進本部 副本部長
服部 真和（はっとり まさかず）氏

✎ **講義時間**
約 1 時間 25 分

✎ **受講料**
無料

※令和 4 年 12 月 23 日に開催したオンラインセミナーの内容を収録したものです。

■ 研修の概要

研修は次の 7 部で構成されています。

①開会挨拶

常住豊会長が研修のねらいを説明します。現在、日行連が進めている行政書士法改正の目的にも通じる内容が語られています。

②デジタル化に関するこれまでの取組

平成 12 年から始まったデジタル化に関する政府の取組を時系列に沿って紹介し、令和 3 年に創設されたデジタル庁の政策が、政府の取組と本質的に異なる点について説明されています。

③そもそもデジタル化とは何か

「デジタル化」と同じ文脈で語られることの多い「オンライン化」との違いについて、事例を挙げて説明されています。個別の手続において課題となっている「添付書類の処理」をめぐる論点が分かりやすく解説されています。

④デジタル化におけるデータの取扱い方はいかにあるべきか

デジタル化を進めていく中での「費用対効果」「真正性の担保」という観点から、「ありとあらゆる情報をデジタル化する必要があるのか」という論点を深掘りします。特に、「真正性の担保」について帆足参事官が士業の役割に言及されている箇所は「デジタル社会における行政書士の役割」を考える上で必聴です。

⑤情報（データ）連携に関する今後の展望について

手続において必要とされる書類、すなわち当該書類に記載されている情報について、「当該手続がデジタル化された場合に全ての情報がデジタル化されるべきか」という論点を、「全体として見た場合に必要とされることが多いか・少ないか」という観点から掘り下げます。「データ連携化が進んでも（士業を含めた）人を介した連携もあり得る」という言及に多くの示唆が含まれています。

⑥デジタル時代の本人確認とユーザーに求められる責任について

現在でも議論的となっている本人確認手段としての「マイナンバー（カード）」「G ビズ ID」「電子証明書」等に関する論点から、デジタル化された手続における「署名押印」の在り方まで、幅広い議論が展開されます。講義中の例として「書類に実印を押すこと」と「デジタル化された手続で『送信』をクリックすること」の体感の差と「それらがもたらす効果の大きさ」とのギャップ、という個人におけるデジタルリテラシーに差があるという観点から、行政書士が「代理人として関わることの意味」を考えさせられる内容となっています。

⑦デジタル時代における行政書士の役割

ここまでの講義内容を踏まえて、国民一人ひとりのデジタルリテラシーに差があるという観点から、行政書士に求められる役割は紙による手続の時代と根本的には変わらないのではないか、という点について言及しています。ここに行政書士業務の未来を感じていただけると幸いです。

《中央研修所研修サイト 視聴方法について》

- ①「日行連のホームページ」のトップページのバナー又は右記 QR コードから中央研修所研修サイトへアクセス。
- ②「講座一覧＞業務研修＞デジタル関係研修＞
〈デジタル関係研修〉行政のデジタル化の現在地とその展望及び行政書士の役割について」を選択し、該当講座を受講。



↑ 研修サイト QR コード

公証人に聞く！^{教えて} ミネルヴァくん

第35回 相続債務の承継

<法務業務部>

(担当：浅草公証役場 公証人 澤野芳夫)

今回は、相続債務の承継について検討していきます。



ユキマサくん

街を歩いていると、七五三のお祝いで、晴れ着を着ている親子を目にすることが多いね。

そうですね。昔は、医療面や衛生面の問題から子が早く亡くなってしまうことが多く、7歳までは存在が不確定なため「神のうち」と言われ、7歳になるとその子は氏子として氏神に認められ、社会の一員となったと言われていました。そしてその7歳に加え、3歳、5歳も区切りとして子の成長を喜んだ風習があったようです。



ミネルヴァくん



いつの時代でも子の健やかな成長を祈る親の気持ちは一緒なんだね。ところで、平成30年の民法の一部改正で相続債務の承継について、規定が置かれたと聞いたけれど、どういう内容なのか。

相続財産に債務があったときに、相続債権者が相続人に対してどのように権利行使ができるかを明確にしたものです(民法902条の2本文)。



具体的にはということなの？

上記民法の規定によると、例えば、BがAから1,000万円を借りていたのですが、それを返済する前にBが亡くなり、Bの妻Cと子D、Eが相続したとします。債権者Aは法定相続分に従って妻に2分の1の500万円、子2人にそれぞれ250万円ずつ請求できることになります。



債務者Bは、遺言書を作成して、子Dに債務の全てを承継させるという内容の遺言をすることはできるのかな。

相続人間の内部的な債務の負担割合を被相続人が定めることも可能です。例えば、多くの財産を相続することになる者に多くの債務も負担してもらうことも可能です。民法の条文からいうと、相続分の指定を遺言で行い(民法902条)、相続人はその相続分に応じて義務を承継する(民法899条)ということになります。



なるほど。そのように債務の承継先を遺言で定めることも可能なんだね。実際、遺言の中で、「未払の公租公課、入院費用」などの債務を〇〇に承継させるといった文言が入っているものを見かけるね。

ただ、遺言による相続債務についての相続分の指定は、債権者の関与なしにされたものですから、債権者がそれに従わなければならないとするのはおかしいですね。



先の例で、子Dが資産家で数億円の銀行預金を有しているにもかかわらず、被相続人Bは子Dに債務を承継させず、資力の乏しい子Eに全ての債務を承継させるという遺言(相続分の指定)を作成し、債権者Aもそれに拘束されるとしたら債権者Aの権利を害する結果となるね。

そこで平成30年の民法の一部改正において、相続分の指定がされた場合についても、相続債権者は、各共同相続人に対し、法定相続分に応じてその権利を行使することができることを明確化したのです。実は、相続分の指定がされても法定相続分に応じた請求をすることができるという考えは、平成21年3月24日の最高裁判所の判例(民集63巻3号247頁)で明らかにされていたもので、その実務を改正法で明文化したものです。





なるほどね。先の例でいうと、子 D の法定相続分は 4 分の 1 なので、被相続人 B が子 E に債務を全部承継させるという遺言を作成したとしても、被相続人 B に 1,000 万円の債権を有していた債権者 A は、子 D に対して 250 万円の請求ができることになるんだね。

そのとおりです。子 D が債権者 A に対し、上記の請求に基づき 250 万円を支払ったときは、法定相続分を上回る相続分の指定を受けた子 E に対して求償権を行使することができます。それでは、次に、被相続人 B が全財産（総額 1 億円以上の財産があったとします。）を子 E に相続させ、債務も子 E に承継させるという遺言を作成していた場合について検討しましょう。



子 E は資力がなかったとしても、被相続人 B から総額 1 億円以上の財産を承継するわけだね。そうすると、子 E は 1,000 万円の債務を承継するとしても債権者 A に返済することが十分に可能だね。それでも民法 902 条の 2 の本文に従って、債権者 A は子 E に法定相続分相当の 250 万円しか請求できないというのは変な感じがするね。

そこで、法は、「その債権者が共同相続人の一人に対してその指定された相続分に応じた債務の承継を承認したときは、この限りでない」（民法 902 条の 2 ただし書）としています。そこで、債権者は、その債務の承継を承認する意思表示をすれば、全債務を承継した相続人にその 1,000 万円全部の請求をすることができることになります。



なるほどね。じゃあ例えば、指定相続分に応じた債務の承継を承認して子 E に 1,000 万円の請求をしたところ、子 E が B から取得した相続財産が僅少であり、1,000 万円を支払えるものではなかったとか、又は、子 E が B から取得した財産を浪費してしまい、1,000 万円の返済ができないということが判明したときに、債権者 A は子 D にその法定相続分相当の 250 万円の請求ができるのかな。

債権者 A が共同相続人の一人（子 E）に対して、指定相続分に応じた債務の承認をした場合には、債権者 A は指定相続分に応じた権利行使しかできないこととなります。つまり、一度、指定相続分に応じた債務の承認の意思表示をした以上、これを撤回することはできないこととなります。



債権者としては、指定相続分に応じた債務の承継を承認する際には、よく注意をしなければならないんだね。ちなみに、債権者が、法定相続分に応じた権利行使をした後に、指定相続分に応じた債務の承認をすることは可能なの？

よい質問ですね。相続債権者が指定相続分に応じた債務の承継を承認することができる時期等について特段の制限はないため、相続債権者が法定相続分に応じた権利行使をした後であっても、指定相続分に応じた債務の承認をすることはできますこととなります。



いろいろと教えてくれてありがとう。参考になったよ。



ユキマサくんは事務所に帰ってまもる先生に報告しました。まもる先生は解禁となったボジョレー・ヌーボーのワイングラスを傾けながら、ユキマサくんと一緒に窓越しに紅葉の始まった美しい街路樹を眺めました。



まもる先生

2日

月

ADR推進本部会議**【協議事項】**

- (1) 本年度事業の具体的推進について
- (2) その他

10日

火

登録委員会**【登録審査】**

- (1) 審査件数(120件)
- (2) その他

4日

水

正副会長会**【協議事項】**

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) 各部・委員会等全体会議の役割分担について
- (3) その他

常任理事会(～5日)**【合議事項】**

- (1) 大韓行政士会の訪日に係る対応について
- (2) 専門員の登用について
- (3) 情報セキュリティ普及推進協議会への加入について
- (4) 一般財団法人建設業情報管理センターからの講演会開催に係る協力依頼について
- (5) 一般社団法人日本マンション管理士会連合会との連携協定について

12日

木

国際・企業経営業務部**知的財産部門会議****【協議事項】**

- (1) SARTRASの助成事業について
- (2) 関係団体への挨拶回りについて
- (3) 農林水産分野に係る専門員の増員について
- (4) 日本地理的表示協議会に係る推進について
- (5) 著作権教育Eネットワークの活動について(報告)
- (6) 不正商品対策協議会への対応について(報告)
- (7) その他

18日

水

国際・企業経営業務部**企業支援部門会議****【協議事項】**

- (1) NEDOからの依頼について
- (2) 日本政策金融公庫との連携について
- (3) 中小企業庁への対応について
- (4) 能登半島地震に係る指定寄附金制度について
- (5) その他

5日

木

大規模災害対策本部会議**【協議事項】**

- (1) 令和6年能登半島地震の復興支援について
- (2) その他

法改正推進本部会議**【協議事項】**

- (1) 行政書士法改正の推進について
- (2) その他

19日

木

総務部会(～20日)**【協議事項】**

- (1) 本年度事業執行スケジュールについて
- (2) 単位会からの照会について
- (3) 会長会の運営確認について
- (4) その他

9日

月

国際・企業経営業務部**国際部門会議****【協議事項】**

- (1) 本年度開催予定のセミナーについて
- (2) 入管法改正による監理措置制度について
- (3) 中国大使館等との連携について
- (4) その他

20日

金

常任理事会

【合議事項】

- (1) 文書の閲覧・写しの請求申請について

会長会(北海道札幌市)

【意見・情報交換】

- (1) デジタル化への対応について
- (2) 各単位会における災害対策の取組について
- (3) その他

26日

木

法教育推進委員会

【協議事項】

- (1) 単位会支援の対応について
- (2) 沼津市立図書館での遺言講座について
- (3) 川越西高校での法教育について
- (4) 法と教育学会第15回学術大会について
(報告)
- (5) その他

24日

火

資格審査会

登録委員会

【登録審査】

- (1) 審査件数(128件)
- (2) その他

登録委員会からのお知らせ

行政書士業務を廃止される方へ

行政書士は、その業を廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を所属の行政書士会を經由して日本行政書士会連合会に届出なければならないとされています(行政書士法施行規則第12条)。

また、その手続は、行政書士法第7条の4及び日本行政書士会連合会会則第53条に基づき規則で定めることとなり、登録の抹消日については、日本行政書士会連合会が行政書士登録抹消届出書を受け付けた日又は届出者が希望する廃業日のいずれか遅い日とすることとしています(行政書士登録事務取扱規則第24条の4)。

行政書士業務の廃止を予定されている方は、廃止予定日が決まった場合、事前に所属の行政書士会に御連絡いただき、所属の行政書士会の案内に従い、その旨を届出いただきますようお願いいたします。なお、廃止予定日を月末とされる場合は、必ず当該月内に届出書が所属の行政書士会から日本行政書士会連合会に到達することが条件となりますので、所属の行政書士会に手続日程等を御確認の上、お手続きください。

※廃業を予定する月内に届出書が日本行政書士会連合会へ到達しなかった場合、上記規定により抹消日が翌月となるため、所属の行政書士会において翌月分の会費が発生する場合がありますので十分に御留意ください。

行政書士業務パンフレットの御案内

日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、行政書士業務パンフレットを作成しました。

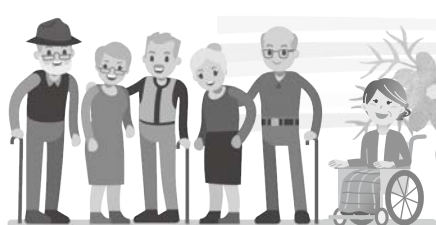
本パンフレットは、従来の「行政書士活用ガイド」の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を第一に考え、相談内容に応じて業務を御紹介いただけるよう、主な業務別に作成しています。

会員の皆様や各单位会において、必要に応じてそれらを組み合わせて活用していただけるよう、会員専用サイト「連 con」の「ライブラリ」内「パンフレット等」のページに PDF データを公開していますので、是非御活用ください。

掲載ページ

会員専用サイト「連 con」>ライブラリ>パンフレット等
<https://www.gyosei.or.jp/members/library/panf>





「おひとりさま」とリスク

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター

常務理事 吉川 明宏



日本の人口は平成 20 年（2008 年）にピークを迎えた後、平成 22 年（2010 年）からは人口減少が続いています。加えて若年層の未婚・晩婚化による少子化は更に加速し、この人口減少の傾向は当分の間続くと考えられています。

総人口は縮小を続けていますが、人口構成比で見ると増加し続けている層があります。いわゆる「団塊の世代」です。「団塊の世代」とは、昭和 22 年（1947 年）から昭和 24 年（1949 年）の「第 1 次ベビーブーム」に生まれた世代のことで、現在の日本の人口構成比の中で最も大きな割合を占めています。「団塊の世代」の人数は、約 800 万人とされますが、令和 7 年（2025 年）にはその全てが後期高齢者（75 歳以上）となるため、日本社会は国民の 4 人～5 人に 1 人が後期高齢者という「超・超高齢社会」を迎えることになります。

少子化が進行したことにより、一人暮らしの高齢者である「おひとりさま」が急激に増加しています。内閣府によると、65 歳以上の一人暮らしの人は、男女共に増加傾向にあり、昭和 55 年（1980 年）には 65 歳以上の男女それぞれの人口に占める割合は男性 4.33%、女性 11.2% でしたが、令和 2 年（2020 年）には男性 15.0%、女性 22.1% と増加し、令和 32 年（2050 年）には男性 26.1%、女性 29.3% と今後更に増えると予想されています。

増える「おひとりさま」ですが、社会生活を順調に送るためには、いくつかの問題を解決していかなければいけません。言い換えれば何らかのリスクと隣り合わせということになりますので、リスクを回避することがとても大切になります。

年齢を重ねてからの大きなリスクといえば、まずは健康の問題ということになるでしょう。当たり前ですが、高齢になればなるほど病気やケガのリスクは増えていきます。特に「おひとりさま」の場合、危急時に助けてくれる人がいなくて困るときがあるかもしれません。高齢者の場合、階段はもちろんのこと、家の中の小さな段差でも大きなケガにつながるようになります。最近、耳にした話ですがパーキンソン病を患ってしまった方が、自宅のリビングで転倒してしまい、どうにも起き上がることができなくなってしまったそうです。幸いにもたまたま持っていた携帯電話で家族に連絡を取り、事なきを得たそうですが、今年は酷暑でしたから、熱中症になっていたら、そのまま亡くなってしまったかもしれない状況だったそうです。終の棲家だと思っていたとしても、なかなか一人で安心して暮らしていくのは難しいようです。

では、リスクを回避するために、住まいを変えするという方法はどうでしょうか。持ち家だとすれば、リフォームという選択肢がありますが、賃貸であればリフォームの願いが叶わないことのほうが多いと思います。そこでバリアフリー住居への引っ越しということになりますが、「おひとりさま」に限らず、高齢者の引っ越しはハイリスクです。高齢者の場合、賃貸物件を新たに契約しようとしても、賃貸物件の大家さんや不動産管理会社に断られてしまうケースが多く、貸主サイドは、「事故」や「孤独死」のリスク、家賃の未払いが起きてしまったときに請求できないのではないかとといった不安から、契約をしないという判断に傾くことが多いようです。また、たとえ契約にこぎ着けたとしても、契約の際には連帯保証人か保証会社を付けることを強く要求され、更にはその保証会社の審

査も高齢者は通りにくいいため、契約できないというリスクがあることは否めません。

「持ち家」や「賃貸」で暮らす 65 歳以上の高齢単身者や高齢者世帯は、国土交通省の資料によるとおおよそ 1,281 万世帯だそうです。また、第 1 号被保険者である高齢者の 9 割は在宅・居住系サービスを受けていると言われています。一方、高齢者向け施設で暮らす方は、おおよそ 224 万人とのことです。「おひとりさま」で、自宅で暮らすことがリスクになれば、高齢者向けの施設に入居の方がよいかもしれません。日常生活において介護を必要とする程度別に、一人暮らし高齢者の希望する介護場所を見ると、介助の必要性が高くなるにつれて、「現在の自宅」での介助を希望する人が減少し、介護施設やケア付き住宅での介護を希望する人が増加します。自分でできることが減ってくれば、誰かの手を借りたくなるのが、自然の摂理なのかもしれませんね。

ただ、この高齢者向け施設に入居するというのも一筋縄にはいきません。ここにもやはり壁があり、「身元保証人」が必要になってきます。先ほどの賃貸住宅を借りるためにも連帯保証人が必要でしたが、保証人が必要なのは賃貸契約だけではありません。この「身元保証人」がどういったことを指すのかですが、身元保証人とは、手術や入院、あるいは介護施設への入居などの際に必要とされるもので、主に①金銭面の保証、②緊急連絡時の対応、③医療行為に関わる同意、④亡くなった場合の対応が求められています。厚生労働省は老人ホームなどの高齢者施設について、「正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない」と定めていますが、その一方で病院や施設は身元保証を慣例的に求めているという実態があります。病院や施設の 9 割以上が保証人を求めているというのが現実です。「おひとりさま」にとってこれは大きなリスクになるのではないのでしょうか。

意外かもしれませんが、これらのリスクを解決してくれるサービスがあります。いわゆる「身元保証会社」が提供している、①日常生活支援サービス、②死後事務サービス、③身元保証サービスなどですが、提供する会社によってサービスの質に大きな差があるのも確かです。「身元保証等高齢者サポート事業」と呼ばれていた事業ですが、①将来にわたる身元保証等サービスであることや死後事務サービスを含むものであり、

契約が長期にわたること、②サービス提供に先行して一部費用が前払いされるなどのため契約内容の適正な履行を確認しにくいこと、③判断能力の低下が懸念される高齢者を主な対象としているため、契約者の意思能力の有無等をめぐって事後的に争いが生じる可能性があることなどの課題があると言われています。高齢者施設の方がこっそりと教えてくれたのですが、「利用者さんが病院に運ばれるとなったとき、専門職の後見人さんがついていての方は、後見人さんに電話するとすぐに対応してくれるんですけど、身元保証会社の身元保証人さんは電話がつながらず、折り返しもないんです」とのことでした。消費者庁のホームページで「身元保証等高齢者サポートサービスの利用に関する留意事項について」として注意喚起されていますが、リスクを回避するための契約が一番のリスクというのは、なかなか皮肉なジョークです。

法整備が追い付いていないという問題もありましたが、高齢化の進展や核家族化等に伴い、高齢者の単独世帯が増加してきたこと、高齢期には、医療機関への入退院や施設への入退所などの重大なライフイベントに直面することも多く、その際に、身寄りが少ない、家族がいても身近に頼れる人がいない状況にある高齢者等の意思決定等を支援する仕組みが求められていること、近時、高齢者等に対して身元保証や死後事務、日常生活支援等のサービスを行う事業が増加しており、今後、その需要の更なる増加が見込まれるなどのことから、令和 6 年（2024 年）6 月に「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」が公表されました。その中で、新たな呼称となった「高齢者等終身サポート事業」ですが、一般的な契約に比べ利用者保護の必要性が高いなど、民法、消費者契約法等の民事法の規律等も踏まえ、適正に事業が営まれることが重要です。高齢者等終身サポート事業者の適正な事業運営を確保し、高齢者等終身サポート事業が健全に発展し、「おひとりさま」のリスク回避に利用できれば願ったりかなったりです。



登録はお済みですか？

会員専用サイト「連con」の御案内



「連con」では、関係省庁や団体からの各種業界情報、研修案内、参考資料、その他様々な情報を掲載しています。令和5年9月のリニューアルでは、より使いやすくなるようナビゲーションの変更や情報の階層整理、「月刊日本行政」のアーカイブ公開や、特定分野記事のメール配信等便利な機能の追加などを行いました。是非、アカウント登録していただき、御活用くださいますようお願いいたします。

★アカウント登録の方法

①日行連ホームページ トップページ画面

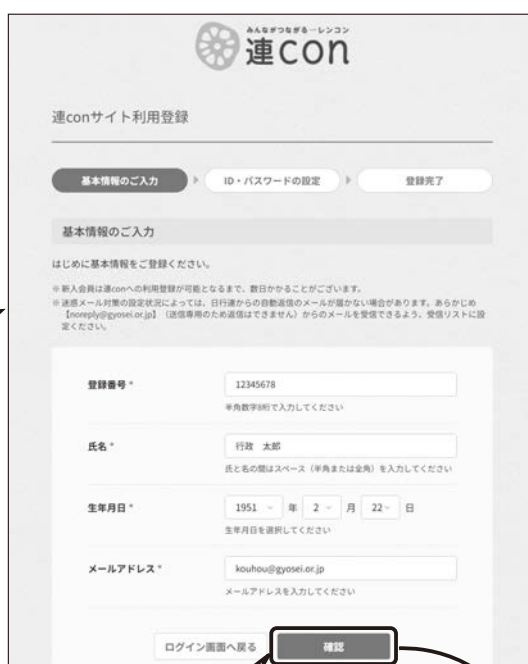


②「連con」ログイン画面



※登録の有無が不明な方は、ログインボタン下の「ログインIDまたはパスワードを忘れた方」から、登録されたメールアドレスを御入力いただくだけで、簡単に御確認いただけます。（メールアドレスをお忘れの方は「登録番号・氏名・所属単位・生年月日（西暦）※本人確認のため」を添えて、日行連事務局広報課（kouhou@gyosei.or.jp）までお問い合わせください。）

③「連con」利用登録画面



- ①「基本情報」を入力・確認の上、「確認」をクリック
- ②「基本情報」で入力したメールアドレスに「仮登録メール」が届くのでメールに記載されている「パスワード設定画面」のURLをクリック
- ③遷移先の画面にてログインID・パスワードを設定し本登録完了！（ログインに成功すると、最初に御自身のプロフィール画面が表示されます）

④「連con」プロフィール画面



日本行政書士会連合会協賛 小中学生向けキャリア教育教材

「おしごと年鑑 2024」

の御紹介

日行連では、将来を担う若年層の行政書士への関心を高めるため、朝日新聞社から発行されているキャリア教育教材「おしごと年鑑」に令和2年度から協賛しています。本年度も引き続き、行政書士の仕事を紹介する記事を掲載しましたので、是非御覧ください。

日行連掲載ページ

行政書士の業務について子どもにも
分かりやすく説明されています。



おしごと年鑑とは

企業・団体等からの協賛を得て、小・中学校の児童・生徒に向けたキャリア教育用副教材として毎年改訂・発行されている書籍であり、全国の小・中学校等へ寄贈され、授業の中で活用されています。

—2023 年度実績— 協賛：108 社 寄贈：72,250 部

朝日新聞社が運営する Web サイト「おしごととはくぶつかん」(<https://oshihaku.jp>)でも、おしごと年鑑に掲載されたお仕事紹介記事が閲覧できます。



会員の動き

登録者数（令和6年9月末日現在）

合 計	52,796 名			
内 訳	男	44,037 名	女	8,759 名
個人事務所開業	男	41,406 名	女	7,829 名
行政書士法人社員	男	1,946 名	女	398 名
個人使用人行政書士	男	359 名	女	265 名
法人使用人行政書士	男	326 名	女	267 名

法人会員（令和6年9月末日現在）

法人会員数	1,427
法人事務所数	1,679
主たる事務所数（行政書士法人数）	1,203
従たる事務所数	476

異動状況（令和6年9月中の処理件数）

新規登録	合 計	238 名	
	内 訳	男	177 名
		女	61 名
登録抹消	合 計	192 名	
	内 訳	男	170 名
		女	22 名
抹消内訳	廃 業	157 名	
	死 亡	32 名	
	その他	3 名	

御協力をお願い～日本行政を正確・迅速にお届けするために～

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

- お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。
- 事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで以降の発送を停止いたします。

- 発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合には、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される当該会員の変更登録申請の処理結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問い合わせください。

- 発送停止期間中のバックナンバーを希望される場合、在庫管理上、直近発行号を含み最長6か月までとさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

広報部員のひとり言

from EDITORS（相羽）

本年1月1日に発生した能登半島地震では、石川県能登半島が甚大な被害を受けました。被災者の心の苦しみが癒えない中、9月21日の記録的な大雨が奥能登6市町を襲い、二重の災害に見舞われました。収穫間近の稲を含む農業被害が深刻で、言葉を失う思いです。心よりお見舞い申し上げます。

地震発生以降、日行連では毎月、常任理事会、大規模対策本部会議を開催しています。被災地支援のための支援金・義援金の募集を行っています。皆様から寄せられた支援金・義援金は、被災地である石川を始め、富山、新潟、福井の4県に対して手厚く支給されています。電話相談も受け付けています。コロナ支援から始まり、こうした活動が評価され、9月25日には内閣府特命担当大臣と日行連の間で、大規模災害被災自治体への支援に関する協定が結ばれました。詳細はホームページで御確認ください。

現在、災害ボランティアを募集しています。災害はいつ発生するか分かりません。普段からの準備と連携が、迅速な対応を実現する鍵となります。災害時においても、行政書士が信頼される存在でありたいと考えています。

月刊 日本行政 11月号

第624号 令和6年10月25日発行

発行人 常住 豊
 発行所 日本行政書士会連合会
 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門四丁目
 1番28号
 虎ノ門タワーズオフィス10階
 TEL 03-6435-7330
 FAX 03-6435-7331
 製作・印刷 日本印刷株式会社

【広報部】 部長 相羽 利子
 次長 鵜沼 理人
 部長 成田真利子
 大田 則亮
 益子 光宣
 吉田 明浩
 中嶋 章雄



月刊 日本行政 11月号

令和6年10月25日発行（毎月1回）

発行所：日本行政書士会連合会

発行人：常住 豊

編集人：相羽 利子

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階